

令和元年度 文部科学省委託

「幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究」

幼稚園等での個別の指導計画の実効性を高める条件に関する調査研究

-幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を幼児理解の視点にして考える  
個別の指導計画の作成と運用-

令和2年3月



東京家政学院大学

本報告書は、文部科学省の「幼児教育の教育課題に対応した指導方法充実調査研究」の委託費による委託業務として、東京家政学院大学が実施した令和元年度幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究の成果を取りまとめたものです。

したがって、本報告書の複製、転載、引用等には文部科学省の承諾が必要です。

## 幼稚園等での個別の指導計画の実効性を高める条件に関する調査研究

-幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を幼児理解の視点にして考える  
個別の指導計画の作成と運用-

## 目次

I	研究の目的.....	1
II	研究の背景.....	3
III	研究の内容と方法.....	4
	1. 研究主題 .....	4
	2. 研究の方法.....	4
	(1) 調査研究 1 園長及び担任教師を対象とした質問紙調査 .....	5
	(2) 調査研究 2 研究協力園への訪問調査.....	5
	(3) 調査研究 3 巡回支援専門員の助言のあり方に関するインタビュー調査... 7	
IV	結果 .....	9
	1. 調査研究 1-1 園長を対象とした質問紙調査の結果 .....	9
	(1) 記述統計（項目毎の集計）の結果 .....	9
	1) 園の基本情報 .....	9
	2) 障害のある幼児などの在籍状況 .....	11
	3) 障害のある幼児などへの指導体制.....	14
	4) 個別の指導計画の作成と運用状況.....	16
	5) 教育委員会による側面的支援と教員養成の課題 .....	18
	(2) 記述統計（設置主体別、累計別の集計）の結果.....	20
	1) 園の基本情報 .....	20
	2) 障害のある幼児などの在籍状況 .....	23
	3) 障害のある幼児などへの指導体制.....	25
	4) 個別の指導計画の作成と運用状況.....	27
	5) 教育委員会による側面的支援.....	32
	(3) 記述統計（個別の指導計画と関係項目のクロス集計）の結果 .....	33
	1) 園の規模による個別指導計画の作成割合 .....	33
	2) 特別支援学校教員免許取得者の有無による個別の指導計画の作成割合 .....	34
	3) 特別支援教育コーディネーター配置の有無による個別の指導計画の作成割合 .....	34
	4) 園内検討会の開催有無による個別の指導計画の作成割合.....	35
	5) 外部機関等からの助言の有無による個別の指導計画の作成割合 .....	35
	(4) 結果のまとめ.....	36
	1) 項目毎の集計の結果 .....	36
	2) 設置主体別、類型別の集計の結果 .....	37
	3) 個別の指導計画と関係項目のクロス集計の結果 .....	38

2. 調査研究 1-2 障害のある幼児などの担任教師を対象とした質問紙調査の結果	39
.....	39
(1) 記述統計（項目の集計）	39
(2) 記述統計（作成群と未作成群の比較）の結果	55
(3) 結果のまとめ	62
3. 調査研究 1-3 個別の指導計画の様式に関する調査の結果	65
(1) 様式の提出があった園の属性	65
(2) 様式の分類	65
(3) 各分類の代表例	66
(4) 個別の指導計画の作成や運用に関する重要項目（キーワード）の抽出	71
(5) まとめ	73
4. 調査研究 2 協力園訪問調査の結果	75
(1) 訪問調査協力園一覧	75
(2) 調査結果（個別の指導計画の作成と運用に関する各園の取り組み）	75
5. 調査研究 3 巡回支援専門員の助言の在り方に関するインタビュー調査の結果	102
.....	102
(1) 調査の結果	102
(2) インタビュー調査のまとめ	105
V 研究の成果	106
VI 今後の課題	109
資料	
質問紙調査用紙	112

## I 研究の目的

平成 29 年 3 月に告示された幼稚園教育要領では、「障害のある幼児などへの指導」について、個々の幼児の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとすることが示された。幼稚園教育要領解説(平成 30 年 2 月)では、障害のある幼児などの指導に当たる際には、幼稚園教育要領のほか、文部科学省が作成する「教育支援資料」(平成 25 年 10 月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)等を参考にしながら、全ての教師が障害に関する知識や配慮等について正しい理解と認識を深め、障害のある幼児などに対する組織的な対応ができるようにしておくことが重要であるとしている。また、園長を特別支援教育実施の責任者とし、園内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターを指名する等といった園全体の体制整備の必要性も指摘されている。これを受けて、障害のある幼児などが在籍する幼稚園では、当該幼児に対する指導の充実が喫緊の課題となっている。

障害のある幼児などの指導に当たっては、個々の実態を的確に把握し、一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を計画的に行うために、個別の指導計画を作成し活用することが求められている。個別の指導計画とは、個々の幼児の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものであり、教育課程を具体化し、障害のある幼児など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである(幼稚園教育要領解説 p.120)。園長のリーダーシップの下、教職員全体の協力体制のなかで、個別の指導計画の作成・活用システムを構築していくことが重要である。

平成 24 年度に文部科学省が全国の幼稚園を対象に行った「特別支援教育体制整備等状況調査」によると、個別の指導計画の作成率は、国立幼稚園が 34.7%、公立幼稚園が 64.4%、私立幼稚園が 29.8%、全体で 42.5%であった。平成 27 年度に行われた同調査では、国立幼稚園が 49.0%、公立幼稚園が 73.3%、私立幼稚園が 31.3%、全体で 46.8%であった。平成 29 年度では、国立幼稚園が 55.1%、公立幼稚園が 77.0%、私立幼稚園が 33.5%、全体で 49.1%であった。そして、平成 27 年度以降は、幼保連携型認定こども園を対象とした調査が行われた。幼保連携型認定こども園での個別の指導計画の作成率は、平成 27 年度で、公立園が 74.7%、私立園が 48.9%、全体で 53.9%であった。平成 29 年度では、公立園が 83.7%、私立園が 57.5%、全体では 61.6%であった。これらの結果から、個別の指導計画を作成する幼稚園や幼保連携型認定こども園の数は、年々増加傾向にあることが指摘できる。しかし、幼稚園や幼保連携型認定こども園における個別の指導計画の作成率は、小・中学校のそれより低い水準となっている。国公私を含む全体で比較すると、平成 29 年度の幼稚園と幼保連携型認定こども園の作成率は、それぞれ 49.1%、61.6%であったのに対し、同じ年度の小学校、中学校の作成率は、それ

ぞれ 94.9%、86.2%であった。作成率は年々上昇しているものの、幼稚園や幼保連携型認定こども園では、個別の指導計画の作成が遅れていることを指摘できる。特別な配慮を必要とする幼児の在籍数が年々上昇している状況のなか、個別の指導計画の作成を促し、活用システムを構築することが急務となっている。

そこで本研究では、幼稚園や認定こども園を対象に、個別の指導計画の作成と運用に関する現状を調査し、個別の指導計画の作成と運用の実効性を高めるための条件について検討することを目的とする。総合考察では、幼稚園教育の機能を生かしながら、障害のある幼児などの発達を全体的に促していくための個別の指導計画の作成や運用に関する留意点をまとめる。

## II 研究の背景

2012年に行われた全国調査によると、園内に障害のある幼児や特別な支援を必要とする幼児が「いる」と回答した幼稚園は、全体の7割～8割であった。国公立幼稚園では86.0%、私立幼稚園では71.1%の割合で在籍しており、他の保育施設と比較すると、経年の増加率は幼稚園で最も高いことが示された（ベネッセ教育総合研究所, 2014）。障害のある幼児などが在籍する幼稚園や幼保連携型認定こども園が増加していることを指摘できる。このような状況のなかで、障害のある幼児などの指導を進めるに当たり、個別の指導計画を作成している園は年々増加しているが、小・中学校と比較した場合、その作成率は低い水準となっていることは先述した通りである。

作成が遅れている原因として、個別の指導計画を作成する過程で、教師が「各幼児に的確な発達課題及び目標や支援案を引き出す作業」に困難を示すこと（金・園山, 2008）や、多くの地方公共団体は、障害のある幼児などに適用できる様式や作成手順を提示しておらず、教師は指針をもたないまま計画書を作成しなくてはならない状況にあること（吉川, 2016）等が挙げられている。

これらの先行研究から、幼稚園教育において個別の指導計画の作成や運用の実効性を高める条件について検討することが重要であると指摘できる。

### Ⅲ 研究の内容と方法等

#### 1. 研究主題

幼稚園教育のなかで、障害のある幼児などに対し、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うために、個別の指導計画を作成し、活用することは重要である。本研究では幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園において、個別の指導計画の作成を促し、活用システムを構築するための方策を明らかにすることを目的とし、研究主題を「幼稚園等での個別の指導計画の実効性を高める条件に関する調査研究」と設定した。

本研究で使用する用語については、以下のように定義して表記することとした。

個別の指導計画	個々の幼児の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるもの。教育課程を具体化し、障害のある幼児など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するもの。
障害のある幼児など	視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのほか、行動面などにおいて困難のある幼児で発達障害のある可能性のある者も含む。
幼稚園等	幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園。
幼児等	幼稚園等の在園児。すなわち、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に在園する、小学校就学の始期に達するまでの者を指す。ただし、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業「一時預かり事業（一般型・幼稚園型・幼稚園型Ⅱ）」によって、幼稚園等が受け入れている乳幼児を除く。

#### 2. 研究の方法

本研究では、質問紙調査により、全国の幼稚園等における個別の指導計画の作成や運用に関する実態と課題について検討した（調査研究 1）。また、調査協力園への訪問調査（調査研究 2）及び、巡回支援専門員の助言の在り方に関するインタビュー調査（調査研究 3）を実施し、個別の指導計画の作成や運用状況、障害のある幼児などへの支援状況等に関する聴取から、作成手順や活用システムの状況について検討した。

これらの調査結果から、幼稚園等における個別の指導計画の作成や運用の実効性を高める条件について考察し、幼稚園等が個別の指導計画の作成を進める際の留意点をまとめ、具体的な方策について提言することとした。

## (1) 調査研究 1 園長及び担任教師を対象とした質問紙調査

### ○調査の目的と方法

幼稚園等を対象として、個別の指導計画の作成や運用の実態を明らかにすることを目的とし、以下の方法で質問紙調査を実施した。

### ○調査の時期

令和2年1月中旬から2月上旬

### ○調査対象園

自治体が公開している幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園のリストをもとに、対象園をランダムに抽出した。なお、国立大附属幼稚園については、公立や私立と比べて僅少であることから、全数対象とした。対象園の内訳は以下の通りである（表 1-1）。

表 1-1 対象園の内訳 (n=500)

	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園
国立	35		
公立	162	91	16
私立	114	61	21

計 1550 園に対して、園長向けアンケート及び担任教師向けアンケートの調査票を郵送した。加えて、調査票には QR コードを掲載し、インターネット経由（Google<sup>®</sup>）による回答をできるようにした。

### ○調査票の回収

2 週間の調査期間を経て、回収された調査票は 500 部（回収率 32.3%）である。回答の有効活用の観点から、未回答が含まれる調査票については、項目内での回答に欠損がない限りにおいて集計対象とした。

### ○調査対象者

調査対象園の園長、及び、障害のある幼児などが在籍する学級の担任教師を調査対象とした。

### ○調査の内容

園長向け質問紙調査の調査項目は、園の基本情報、障害のある幼児などの在籍状況、

障害のある幼児などへの指導体制、個別の指導計画の作成と運用状況、教育委員会による側面的支援と教師養成に係る課題、以上5つの領域により構成した(調査研究1-1. 園長を対象とした質問紙調査の結果)。

担任教師向けの質問紙調査の質問項目は、担任教師の基礎情報、個別の指導計画の作成と運用状況、個別の指導計画作成に係る園内外の支援体制、個別の指導計画の作成に関する意識、障害のある幼児などの指導の進め方等で構成した(調査研究1-2. 障害のある幼児などの担任教師を対象とした質問紙調査の結果)。

また、質問紙を郵送した幼稚園等に対して、実際に使用している個別の指導計画の様式の提出を依頼した。提出された個別の指導計画は、形式や記載項目に基づき、本研究実行委員の合議により4つのタイプに分類された。4つのタイプの代表例を元に調査協力園との協議を行い、幼稚園等における個別の指導計画に関する重要項目(キーワード)を整理した。ここで挙げられたキーワードから、作成・運用の実効性を高める個別の指導計画の様式や運用方法についてまとめた(調査研究1-3. 個別の指導計画の様式に関する結果)。

## ○倫理的配慮

質問紙調査は、東京家政学院大学倫理審査委員会の審査を受けて実施した。

回答者に対する倫理的配慮として、以下の注意点を記載した依頼状を添付し、質問紙を郵送した。

- ・ 質問紙への回答は任意であり、回答は拒否、中断、提出後の撤回が可能である
- ・ 無記名による回答とし、回収後に園や個人を特定して公表することはない
- ・ 回答結果は研究以外の目的で使用しない
- ・ データの取り扱いについては人権の擁護及びプライバシーや個人情報保護に十分配慮して実施する

## (2) 調査研究2 研究協力園への訪問調査

### ○調査の目的と方法

全国6つの幼稚園等に研究協力を依頼し、本研究実行委員が各園を訪問した。障害のある幼児などの個別の指導計画の作成・運用に際して、幼稚園等が行っている取り組みを調査することを目的として、園長や特別支援教育コーディネーターに個別の指導計画の作成や運用に係るインタビューを実施し、実際の指導場面や、園内で実践されている環境面での工夫等の視察を行った(調査研究2. 協力園訪問調査の結果)。

### ○調査の時期

令和元年9月上旬から10月下旬

## ○調査対象園

個別の指導計画を作成し運用している園、または教師間での情報共有システムを構築し日々の幼稚園教育に活用している園を抽出し、その中から6園を選定した。調査対象園の一覧を表4-1に示した。

## ○調査内容

調査対象園の基礎情報、障害のある幼児などの在籍状況、個別の指導計画の様式・作成手順・運用と活用方法、特別支援教育コーディネーターの役割、支援会議の実施状況、外部の専門機関との連携、園独自の取り組み等について調査した。

## ○倫理的配慮

インタビュー開始前に、今回の研究全体の主旨とインタビューの目的について書面を提示しながら説明を行った。研究への参加協力の自由意志と拒否権、研究結果の公表方法、研究に関する質問や意見の連絡方法、個人情報取り扱い、また、インタビューの様子を録音することについて同意を得た上で調査を開始した。調査後には、インタビューの結果をもとに作成した報告書を各協力園の園長に提出し、研究成果物への掲載の許可を得た。

### (3) 調査研究3 巡回支援専門員の助言の在り方に関するインタビュー調査

## ○調査の目的と方法

調査研究1-1「園長を対象とした質問紙調査」及び調査研究1-2「担任教師を対象とした質問紙調査」の結果を踏まえ、今後、個別の指導計画が現場において十分に活用されていくために、心理職等の専門職が個別の指導計画作成や活用にどのように関わっているのかを知り、今後果たしうる役割について検討する手がかりを得ることを目的に、巡回支援専門員を導入している園と巡回支援専門員を対象にインタビュー調査を実施した。

## ○調査の対象

本研究の協力園である東京都中央区立明石幼稚園園長及び都区内の私立幼稚園に巡回支援に入っている専門員2名、また先取的にキンダーカウンセラー事業を導入している京都・大阪において、導入当初から関わっているキンダーカウンセラー1名を対象とした。

## ○調査の方法

調査時期は、令和2年2月である。調査には共通の質問項目を設定し、それらの質問に回答してもらった構造化面接法を採用した。都内の公立幼稚園については園に訪問して

のインタビューを、巡回支援専門員については、すべて電話によるインタビューにより調査を行なった。

#### ○倫理的配慮

インタビュー開始前に、今回の研究全体の目的と意義、インタビュー調査の目的と意義、調査方法、研究への参加協力の自由意志と拒否権、研究結果の公表方法、研究に関する質問や意見の連絡方法、個人情報の取り扱いについて依頼書に基づき口頭で説明を行い、同意を得た。

## IV 結果

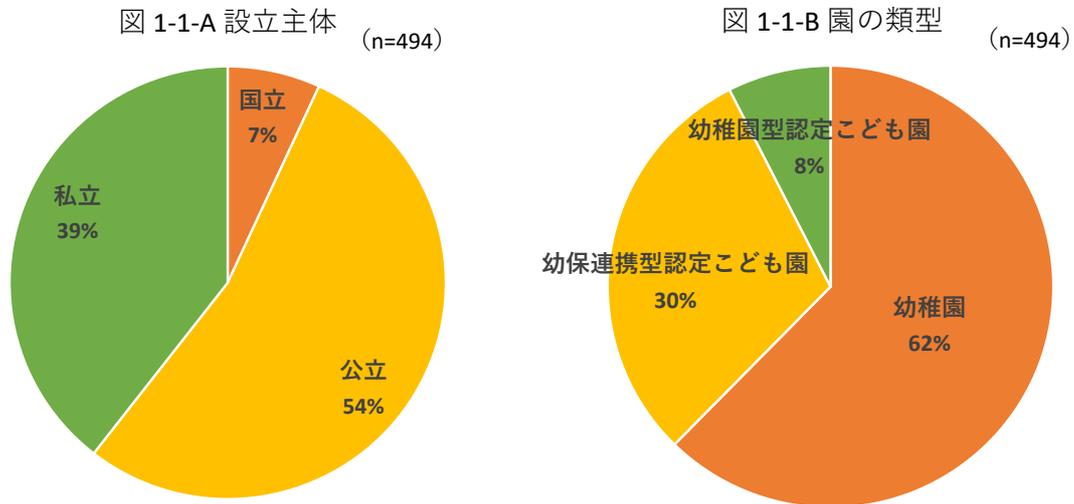
### 1. 調査研究 1-1 園長を対象とした質問紙調査の結果

#### (1) 記述統計（項目毎の集計）の結果

##### 1) 園の基本情報

##### 対象園の内訳

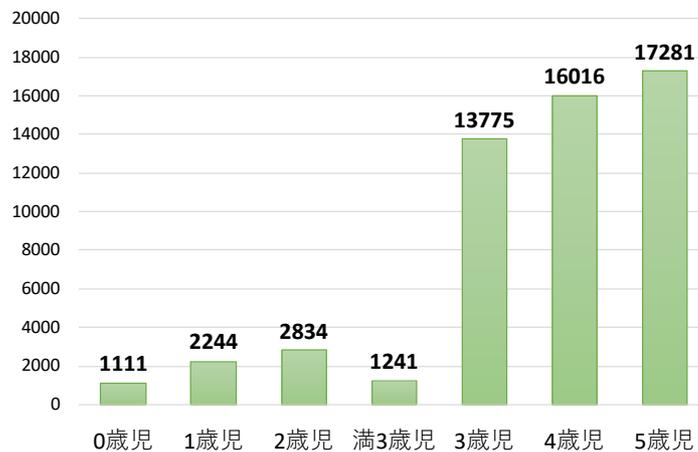
調査票が回収できた園の内訳は公立及び幼稚園が最も多く、次いで私立及び幼保連携型認定こども園であった。



##### 幼児等の数

調査票が回収できた園の幼児等の数は総計 54,502 名であった。

図1-2 幼児等の数



## 教員配置

教職経験年数が10年以上の職員が、常勤、非常勤ともに最多となっており、5年未満の若年層は半数以下であった。

図1-3-A 常勤職員の経験年数別統計  
(n=4846)

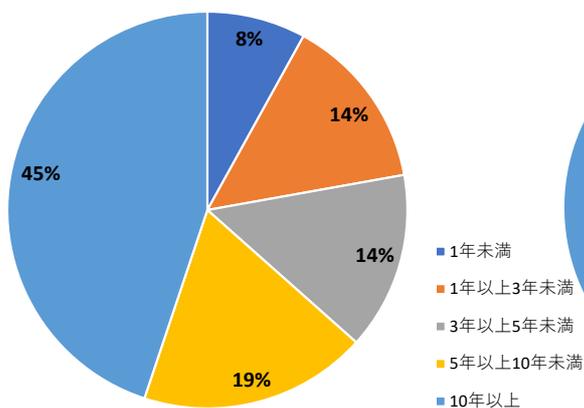
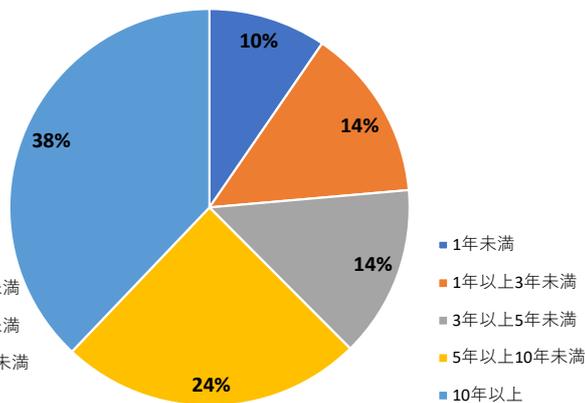


図1-3-B 非常勤職員の経験年数別統計  
(n=1953)



特別支援学校教員免許の取得状況は、常勤職員で5.3%、非常勤職員で4.0%であった。園による偏りが大きく、多い園では常勤職員の8割が免許を取得していた。

図1-3-C 特別支援学校教員免許取得状況  
(常勤内) (n=4846)

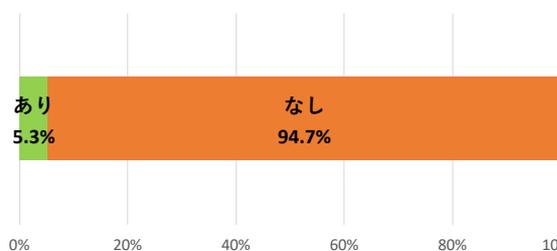
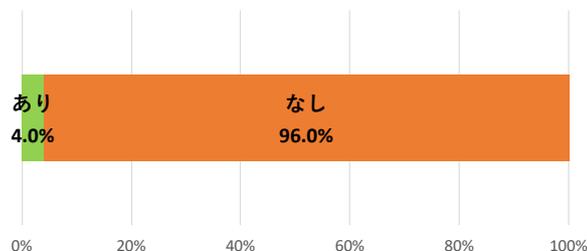


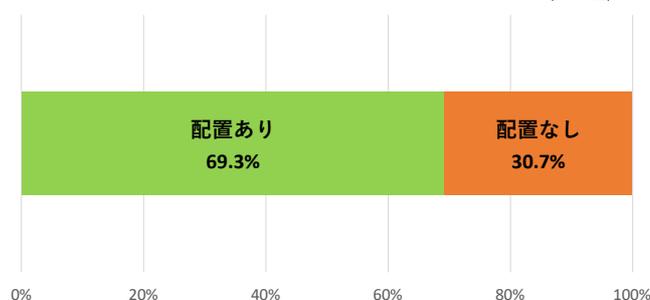
図1-3-D 特別支援学校教員免許取得状況  
(非常勤内) (n=1953)



## 加配教員の配置

加配教員は70%弱の園において配置されていた。加配教員を配置していない園の中には、自治体独自の支援員を配置している園もあった。

図1-4 加配教員の配置状況 (n=492)

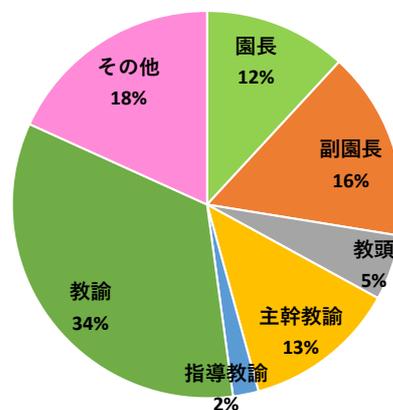
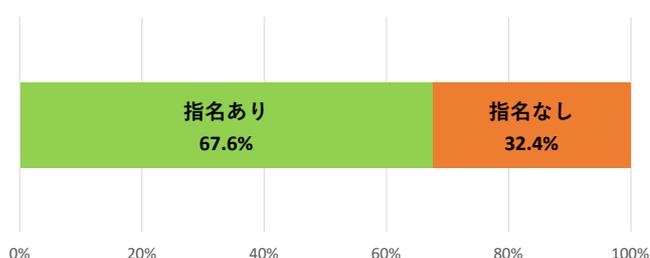


## 特別支援教育コーディネーターの指名

特別支援教育コーディネーターは、70%弱の園で指名されていた。担当職種の内訳としては、教諭が最も多く、次いで副園長、主幹教諭、園長となっていた。また、その他の職種として、幼稚園設置基準には示されていない、園独自の呼称と思われる「主任教諭」や養護教諭が多くみられた。

図1-5-B 特別支援教育コーディネーターの職種内訳 (n=330)

図1-5-A 特別支援教育コーディネーター指名の有無 (n=494)



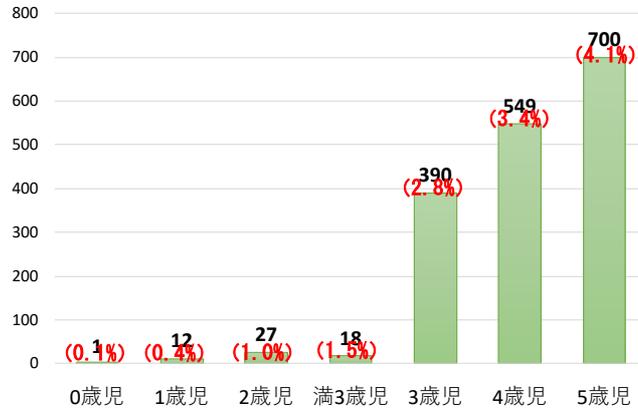
## 2) 障害のある幼児などの在籍状況

### 障害の診断または認定を受けている幼児等

障害の診断または認定を受けている幼児等は、5歳児で最も多く、次いで4歳児、3歳児であった。

年齢区分毎の標本数を分母とした割合でみると、0歳児0.1%、1歳児0.4%、2歳児1.0%、満3歳児1.5%、3歳児2.8%、4歳児3.4%、5歳児4.1%であった。

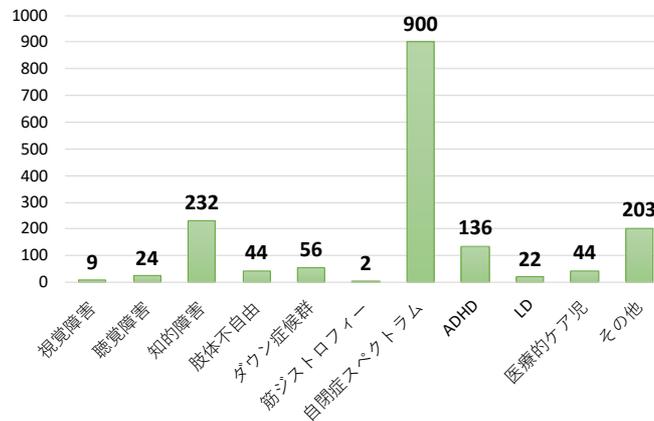
図1-6 障害幼児等の数



### 障害の内訳

障害の種別内訳では、自閉症スペクトラムが最も多く、次いで知的障害、注意欠陥多動性障害となっていた。発達障害や知的障害以外では、相対的に数は少ないものの、医療的ケア児が44名含まれていた。その他の障害として、「ことばの障害」のほか、脳障害や遺伝性疾患の回答があった。

図1-7 障害幼児等の内訳

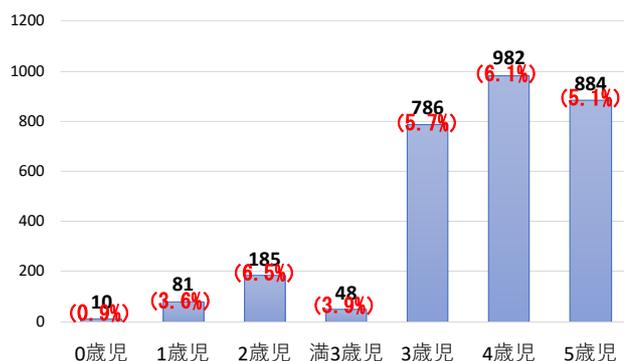


### 行動面などに困難さがみられる幼児等

障害の診断または認定を受けてはいないが、行動面などに困難さがみられ発達障害の可能性のある幼児等は、4歳児で最も多く、次いで5歳児、3歳児であった。

年齢区分別の標本総数を母数とした割合でみると、0歳児 0.9%、1歳児 3.6%、2歳児 6.5%、満3歳児 3.9%、3歳児 5.7%、4歳児 6.1%、5歳児 5.1%であった。

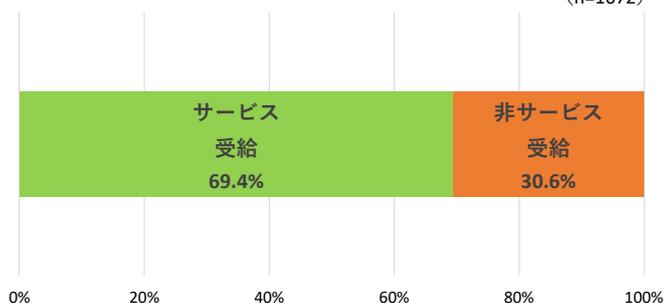
図1-8 行動面等に困難さがみられる  
幼児等の数



### 就園時点で療育支援を受けていた幼児等

就園時点で児童発達支援等の療育支援（福祉サービス）を受けていた幼児等の数は1160名である。障害の診断または認定を受けている幼児等を母数とした割合では69.4%であった。

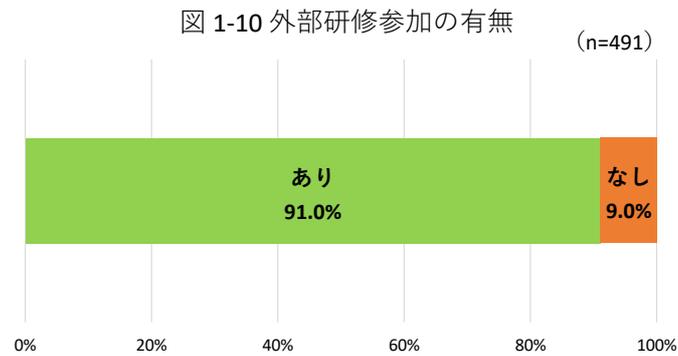
図1-9 就園時の療育支援の受給状況 (n=1672)



### 3) 障害のある幼児などへの指導体制

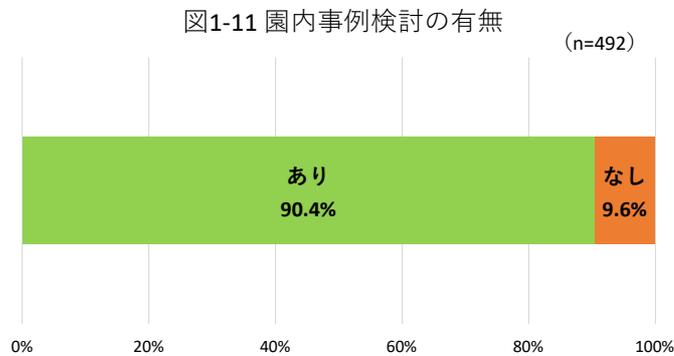
#### 外部研修への参加状況

障害のある幼児などやその指導に関する外部研修への参加の有無（昨年度実績）は、参加ありが91.0%、参加なしが9.0%であった。



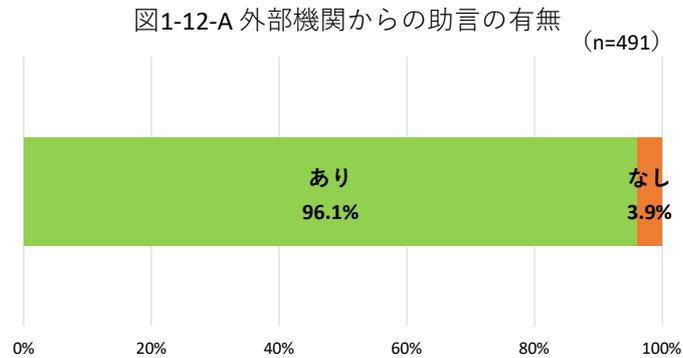
#### 障害のある幼児などに係る園内検討会の実施

障害のある幼児などに係る園内検討会の開催の有無（昨年度実績）は、開催ありが90.4%、開催なしが9.6%であった。

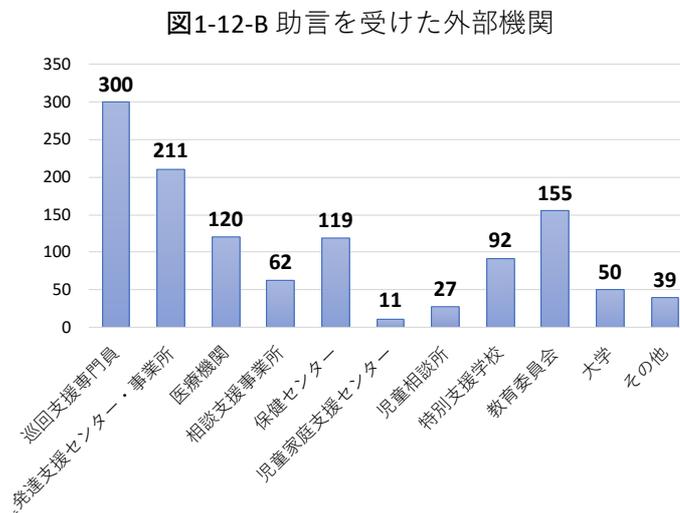


## 園外の関係機関や専門家からの助言

外部の関係機関や専門家からの助言の有無（昨年度実績）は、助言ありが 96.1%、助言なしが 3.9%であった。



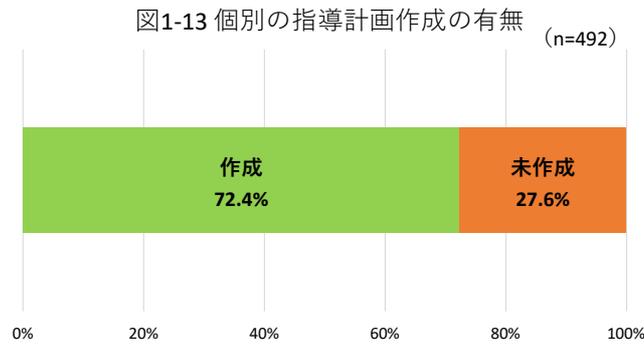
助言を受けた関係機関や専門家の内訳は、巡回支援専門員が著明に多く、次いで児童発達支援センター・事業所、教育委員会、医療機関、保健センターと続いた。センター的機能を有する特別支援学校は、上記の機関等と比べると相対的に少なかった。



#### 4) 個別の指導計画の作成と運用状況

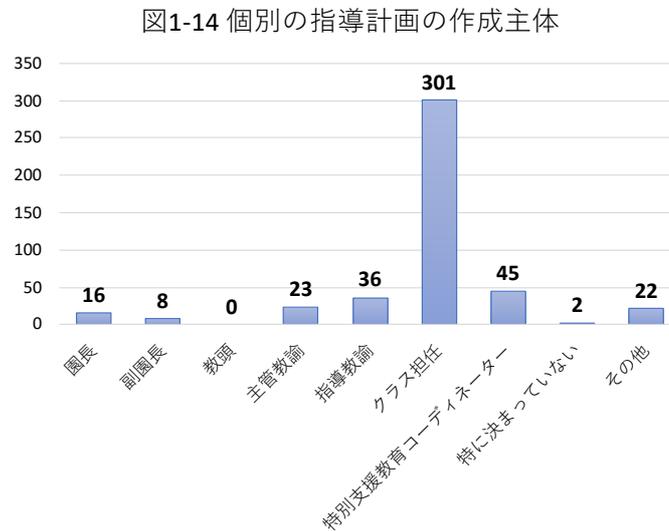
##### 個別の指導計画の作成

個別の指導計画の作成の有無（昨年度実績）は、作成している園が72.4%、作成していない園が27.6%であった。



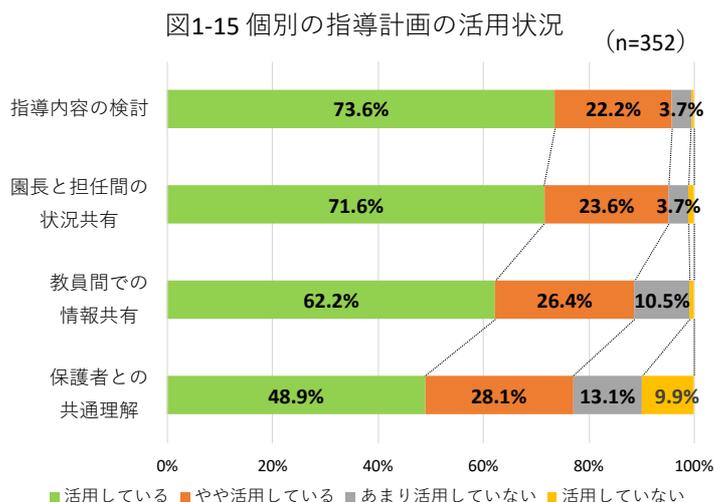
##### 個別の指導計画の主な作成主体

個別の指導計画を作成している園における、主な作成主体は、クラス担任が著明に多く、次いで特別支援教育コーディネーター、指導教諭となっていた。その他として、職種や常勤・非常勤に関わらず当該幼児を担当する職員という回答が多かった。



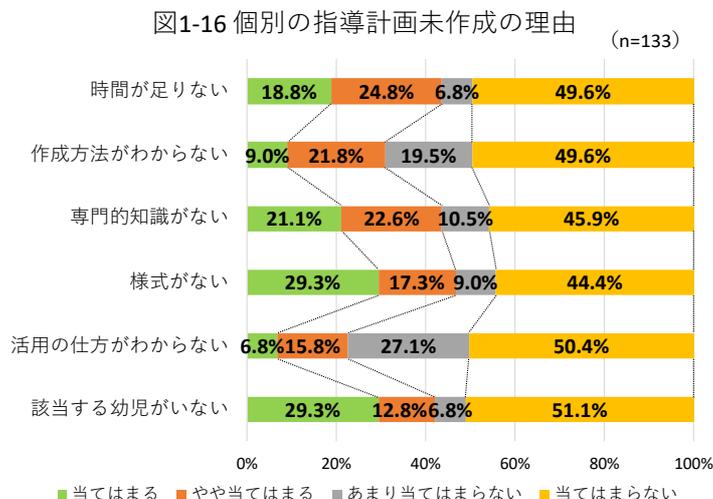
## 個別の指導計画の活用

個別の指導計画を作成している園における活用状況は、「指導内容の検討」及び「園長と担任間の情報共有」として活用している園が95%であった。一方、「保護者との共通理解」として活用している割合は相対的に低かった。選択項目以外のその他（自由記述）では、巡回相談や関係機関との情報共有、小学校との連携のための活用が目立った。



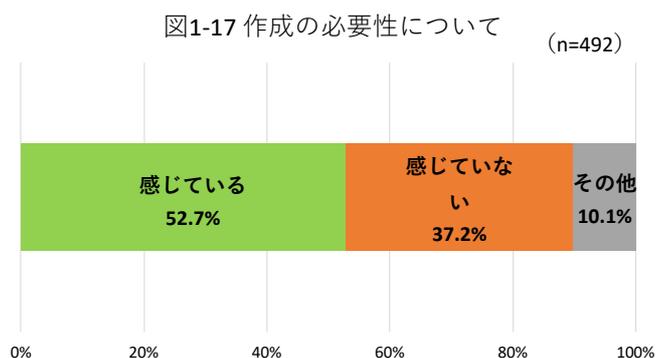
## 個別の指導計画未作成の理由

個別の指導計画を作成していない園における未作成の理由は、いずれの選択項目も「当てはまらない」「あまり当てはまらない」という回答が過半数であった。一方で、「時間が足りない」「専門的知識がない」「様式がない」「該当する幼児がいない」における「当てはまる」「やや当てはまる」の割合は、「作成方法がわからない」「活用の仕方がわからない」におけるそれと比べて相対的に高かった。



## 個別の指導計画の作成の必要性

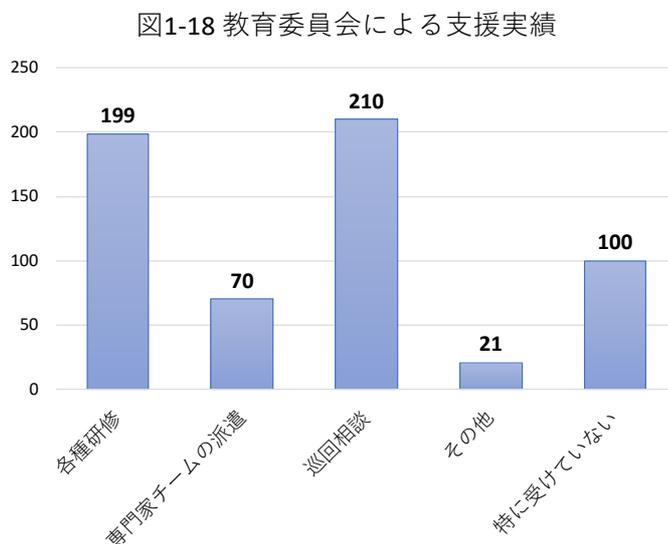
個別の指導計画を作成していない園を対象として、作成の必要性を感じるか質問したところ、「感じている」が52.7%、「感じていない」が37.2%であった。その他として、「該当する幼児がない」「全体計画で問題がない」「必要に応じて作成する」といった回答が得られた。



## 5) 教育委員会による側面的支援と教員養成の課題

### 教育委員会による支援

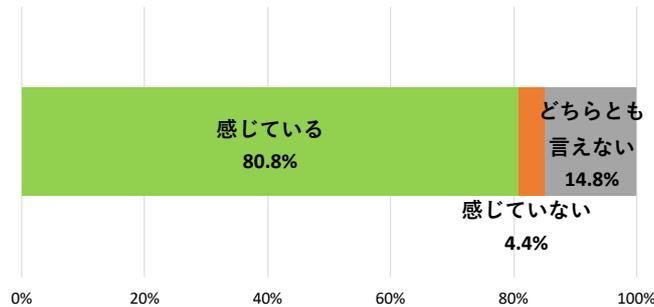
教育委員会による支援を受けた内容（昨年度実績）について複数回答を求めた結果、巡回相談と各種研修が相対的に多く、次いで特に受けていないとする園が多かった。



### 教育委員会による支援の効力感

障害のある幼児などの指導に関して、教育委員会による支援が役立っていると感じるか質問したところ、「感じている」が80.8%と多く、次いで「どちらとも言えない」が14.8%であった。

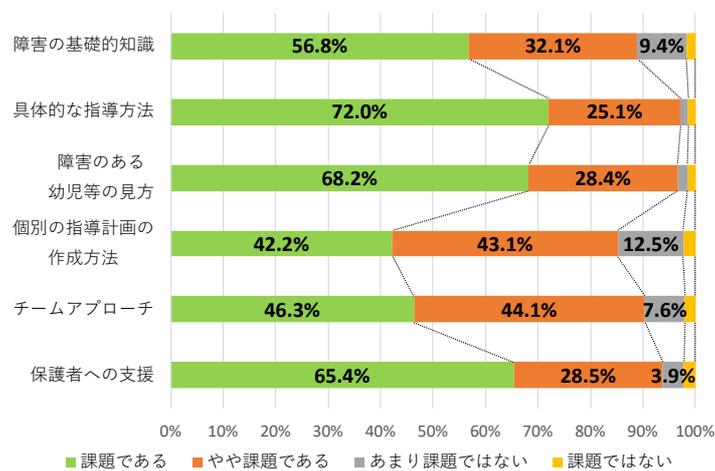
図1-19 教育委員会による支援の効力感 (n=297)



### 教員養成の課題

実践力育成の観点から教員養成における課題を質問したところ、いずれの選択項目も「課題である」「やや課題である」が大勢を占めていたが、なかでも「具体的な指導方法」と「障害のある幼児等の見方」を課題とする割合が高かった。

図1-20 教員養成における課題 (n=354)

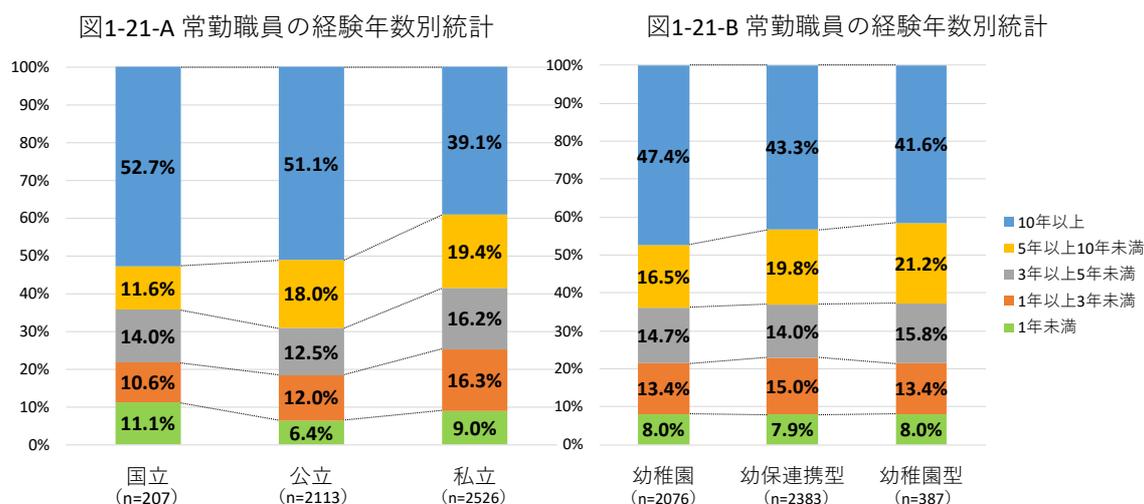


## (2) 記述統計（設置主体別<sup>1</sup>、類型別の集計）の結果

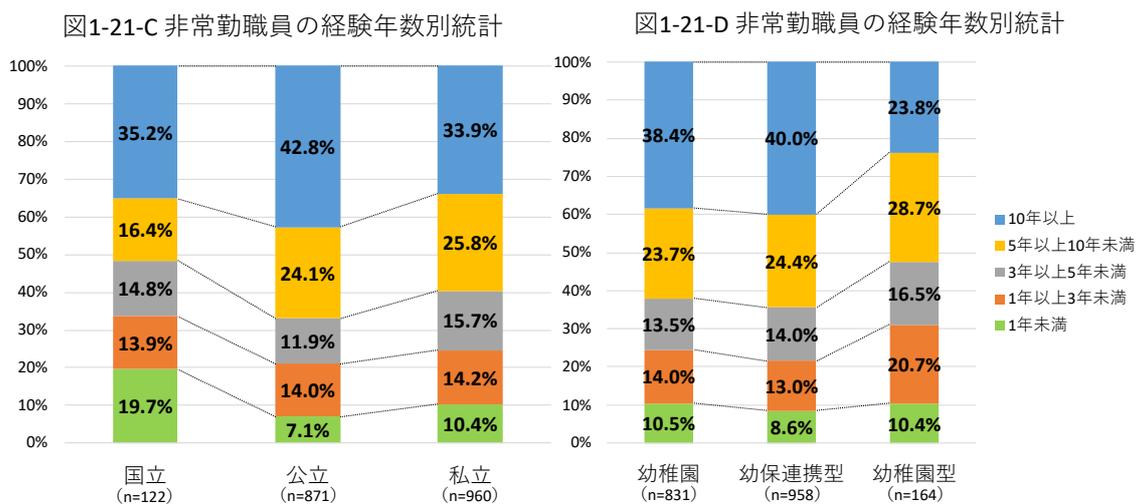
### 1) 園の基本情報

#### 教員配置

常勤職員では設置主体、類型に関わらず 10 年以上の職員が占める割合が高いが、私立においては、他の設置主体と比べて割合が低かった。また、認定こども園と比べて、幼稚園における 10 年以上の職員の占める割合が高かった。



非常勤職員では公立が他の設置主体と比べて 10 年以上の職員が占める割合が高かった。一方で、類型別では幼稚園型認定こども園において 5 年未満の職員の割合が半数近くを占めていた。



<sup>1</sup> 紙片の都合上、図中における「幼保連携型認定こども園」を「幼保連携型」、「幼稚園型認定こども園」を「幼稚園型」と略記した。

## 特別支援学校教員免許の取得

設置主体別では、常勤職員、非常勤職員ともに国立幼稚園における免許の取得率が最も高く、類型別では、常勤職員、非常勤職員ともに幼保連携型認定こども園における取得率が相対的に低いという結果となった。

図1-22-A 特別支援学校教員免許取得状況  
(常勤内)

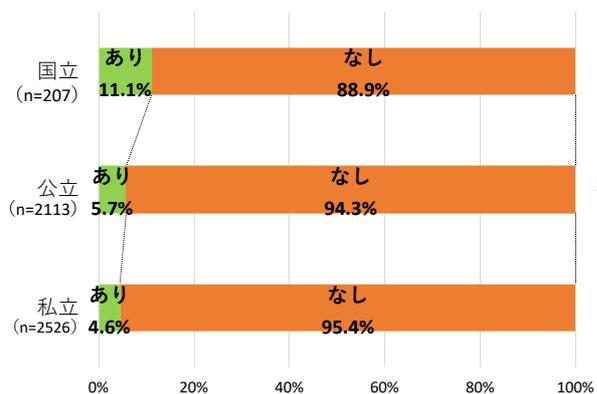


図1-22-B 特別支援学校教員免許取得状況  
(常勤内)

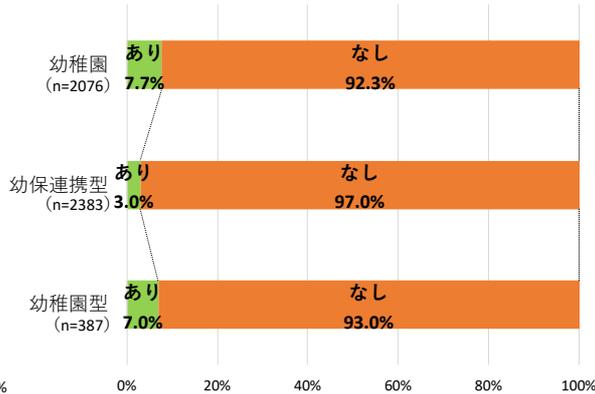


図1-22-C 特別支援学校教員免許取得状況  
(非常勤内)

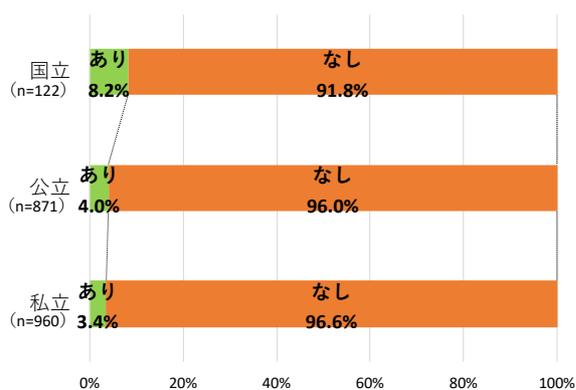


図1-22-D 特別支援学校教員免許取得状況  
(非常勤内)



## 加配教員の配置

設置主体別では、公立、私立と比べて国立での配置割合が相対的に低かった。類型別では、幼保連携型認定こども園での配置割合が相対的に高かった。

図1-23-A 加配教員の配置状況

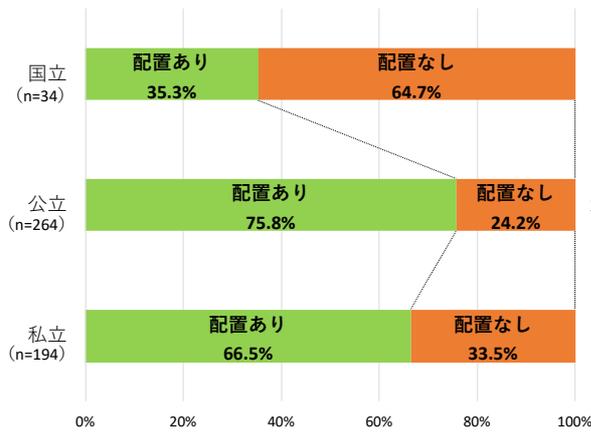
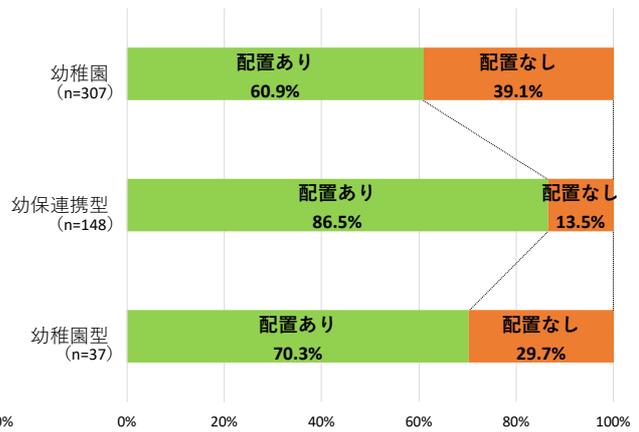


図1-23-B 加配教員の配置状況



## 特別支援教育コーディネーターの指名

設置主体別では、国立と公立における指名の割合は 80%を超えていたが、私立では半数以下であった。類型別では概ね 60%から 70%の間に収まっていた。

図1-24-A 特別支援教育コーディネーター  
指名の有無

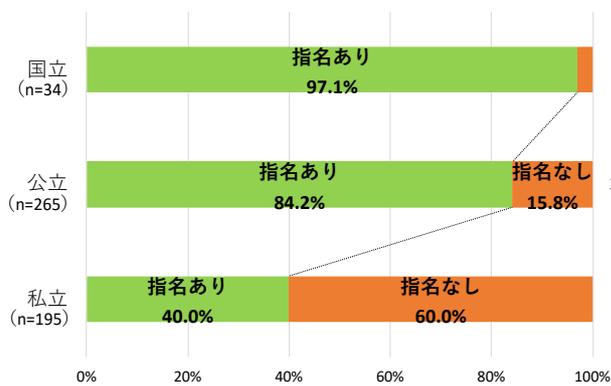
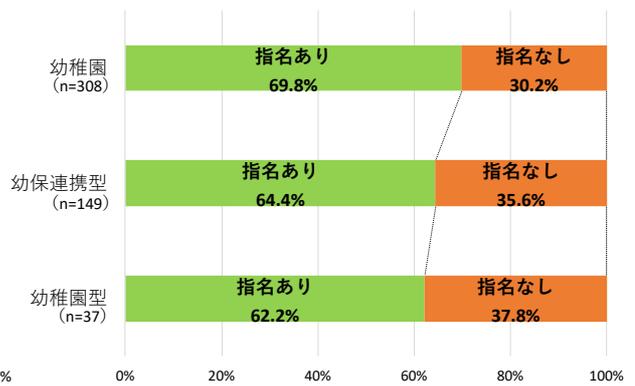


図1-24-B 特別支援教育コーディネーター  
指名の有無



指名を受ける職種内訳については、設置主体別で、国立は公立や私立と比べて教諭の割合が相対的に高かった。また、その他として養護教諭の指名が多くみられた。一方、私立は園長や主幹教諭の割合が相対的に高かった。類型別では、幼保連携型認定こども園において副園長の割合が相対的に高かった。

図1-24-C 特別支援教育コーディネーターの職種内訳

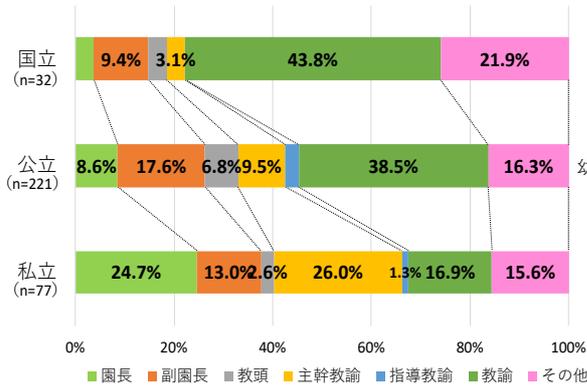


図1-24-D 特別支援教育コーディネーターの職種内訳



## 2) 障害のある幼児などの在籍状況

### 障害の診断または認定を受けている幼児等

設置主体別では、公立は4.6%で国立や私立と比べて割合が高かった。類型別では、幼稚園型認定こども園が4.0%、次いで幼稚園3.6%、幼保連携型認定こども園2.9%の順となっていた。

図1-25-A 障害幼児等の割合

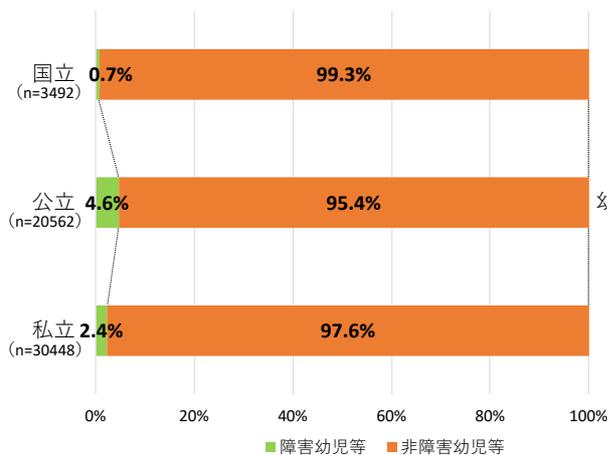
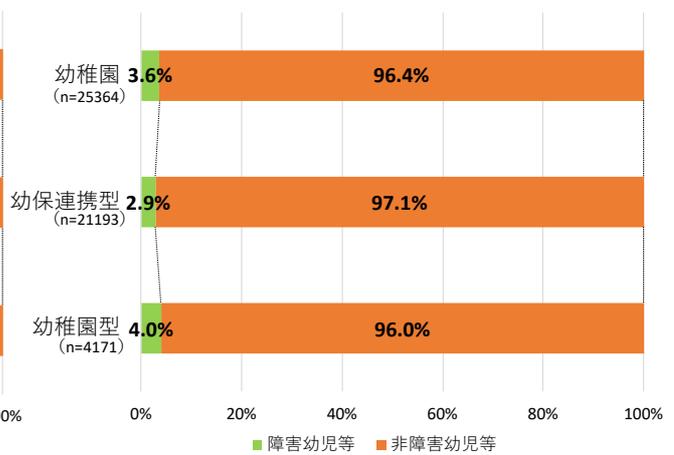


図1-25-B 障害幼児等の割合



障害の内訳については、全体的に自閉症スペクトラムの割合が高かった。国立では、公立や私立に比べて聴覚障害と肢体不自由の割合が相対的に高くなっており、知的障害の割合は相対的に低くなっていた。類型別では、各種障害の占める割合の様相は類似していた。

図1-25-C 障害幼児等の内訳

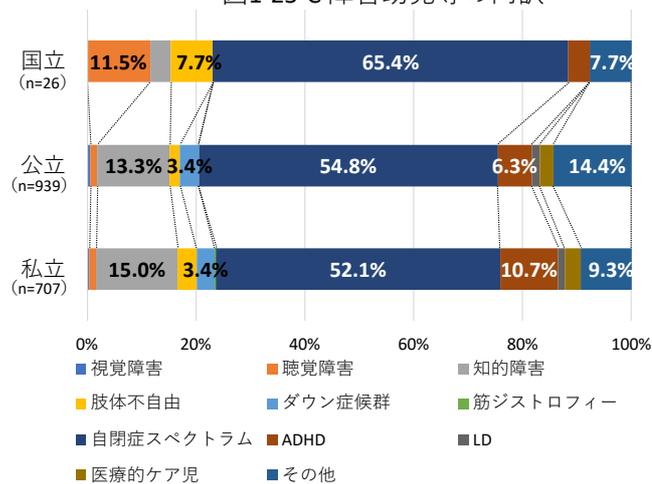
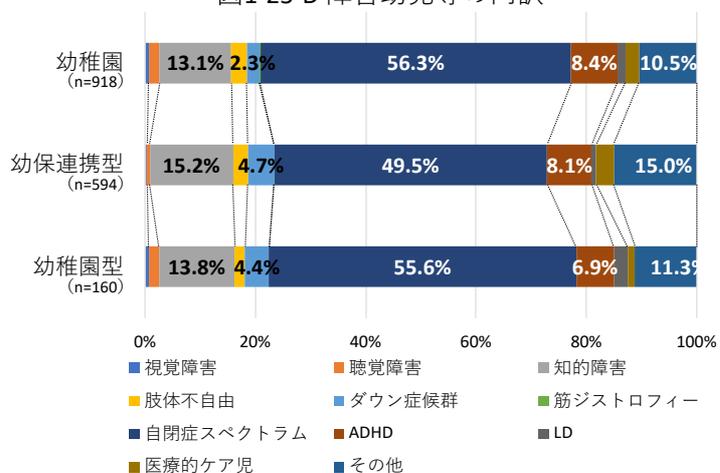


図1-25-D 障害幼児等の内訳



### 行動面などに困難さがみられる幼児等

設置主体別では、公立が7.9%で国立や私立と比べて割合が若干高かった。類型別では、いずれも6%弱の割合であった。

図1-26-A 行動面等に困難さがみられる幼児等の割合

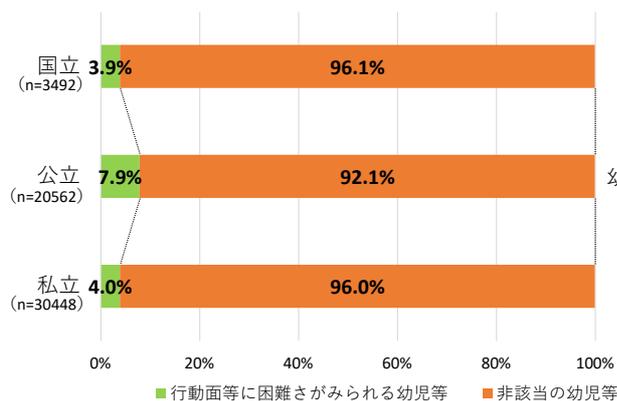
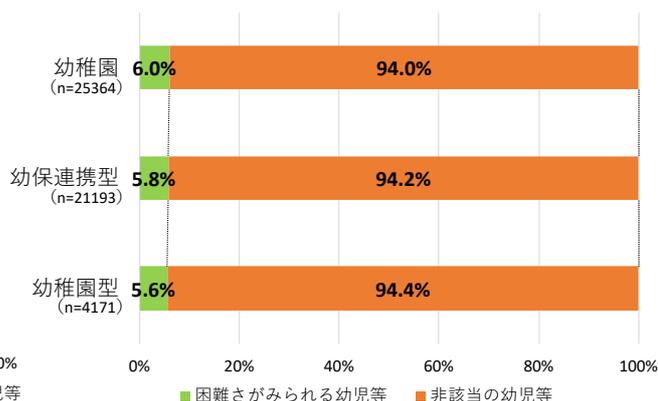


図1-26-B 行動面等に困難さがみられる幼児等の割合



### 3) 障害のある幼児などへの指導体制

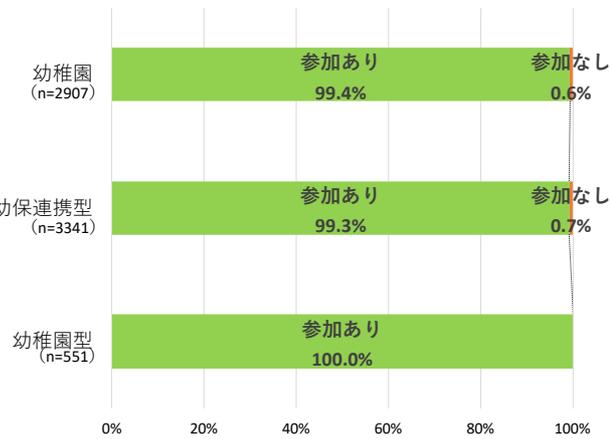
#### 外部研修への参加状況

設置主体別、類型別ともに、ほとんどの園の職員が外部研修に参加していた。

図1-27-A 外部研修参加の有無



図1-27-B 外部研修参加の有無



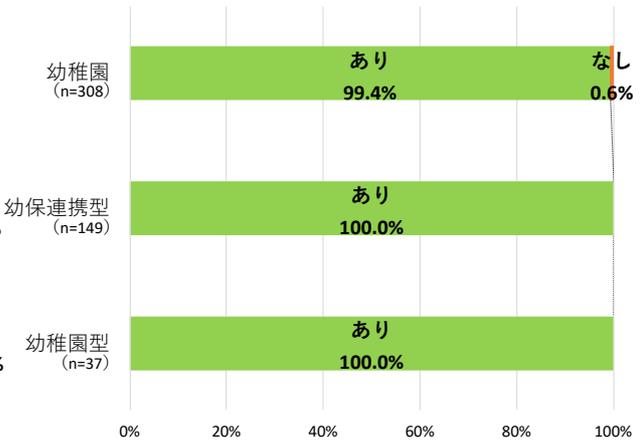
## 障害のある幼児などに係る園内検討会の実施

設置主体別、類型別ともに、ほとんどの園で園内検討会が開催されていた。

図1-28-A 園内事例検討の有無



図1-28-B 園内事例検討の有無



## 園外の関係機関や専門家からの助言

設置主体別、類型別ともに、ほとんどの園で外部機関等からの助言を受けていた。

図1-29-A 外部機関からの助言の有無

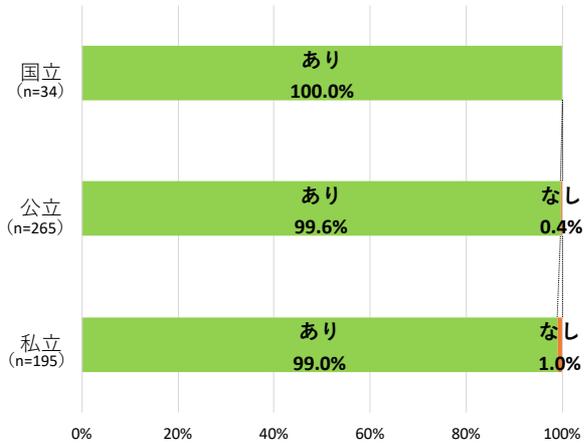


図1-29-B 外部機関からの助言の有無



#### 4) 個別の指導計画の作成と運用状況

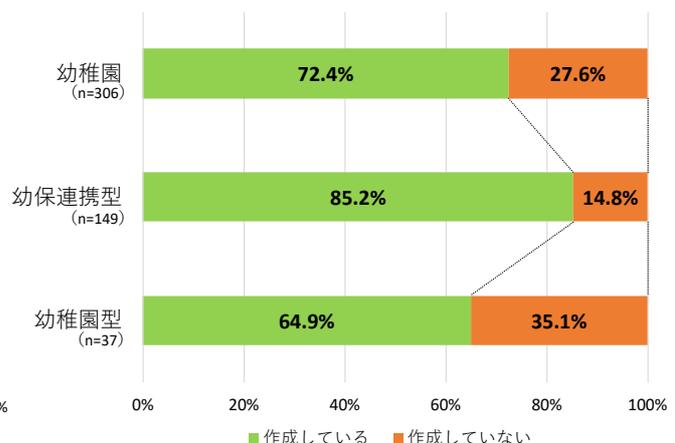
##### 個別の指導計画の作成

設置主体別では、公立が86.4%であり、国立や私立と比べて相対的に作成率が高かった。類型別では、幼保連携型認定こども園が85.2%であり、幼稚園や幼稚園型認定こども園と比べて相対的に作成率が高かった。

図1-30-A 個別の指導計画作成の有無



図1-30-B 個別の指導計画作成の有無



##### 個別の指導計画の主な作成主体

設置主体別では、私立において主幹教諭と指導教諭の割合が国立や公立と比べて相対的に高く、国立においては特別支援教育コーディネーターの割合が相対的に高かった。類型別では、幼稚園型認定こども園において特別支援教育コーディネーターの割合が幼稚園や幼保連携型認定こども園と比べて相対的に低かった。

図1-31-A 個別の指導計画の作成主体

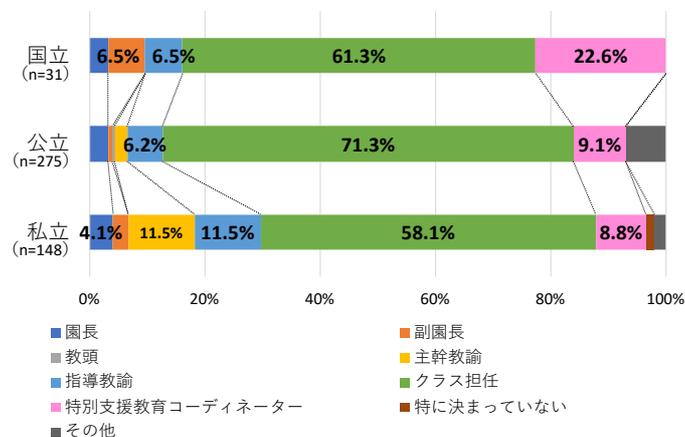
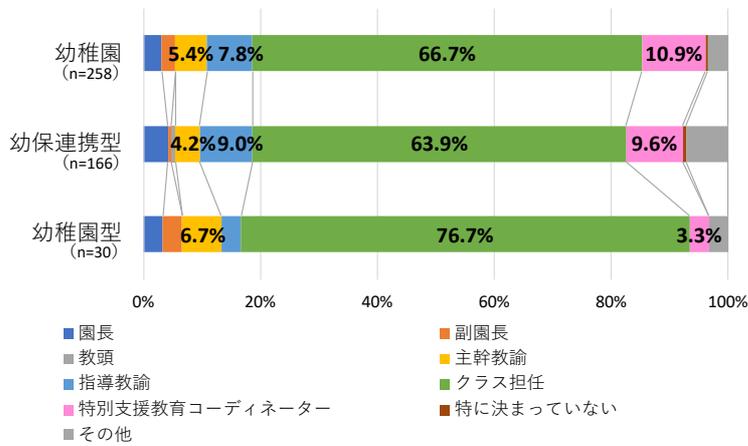


図1-31-B 個別の指導計画作成の作成主体



### 個別の指導計画の活用状況

設置主体別では、いずれの項目についても国立、公立、私立ともに「活用している」「やや活用している」割合が高かった。ただし、保護者との共通理解については、私立における活用の割合が相対的に低かった。

図1-32-A 個別の指導計画の活用状況

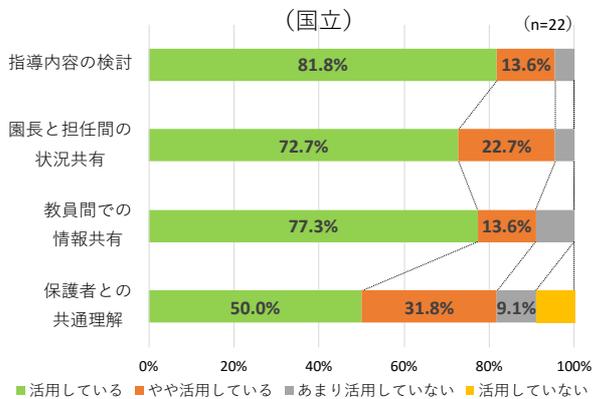


図1-32-B 個別の指導計画の活用状況

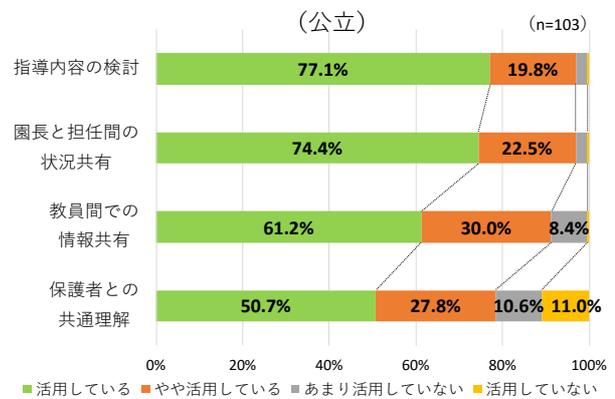
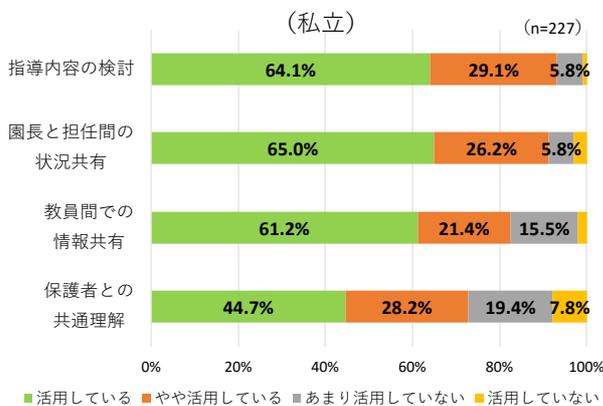
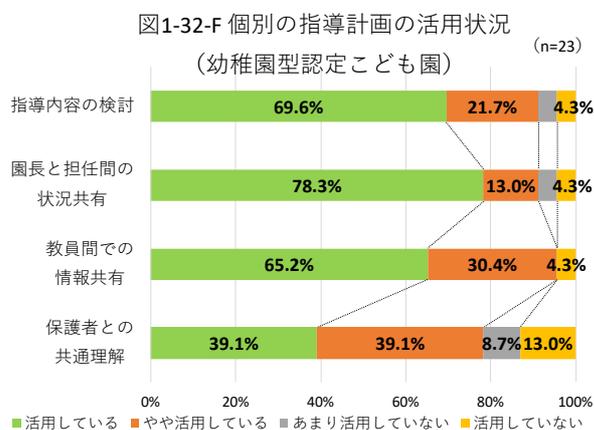
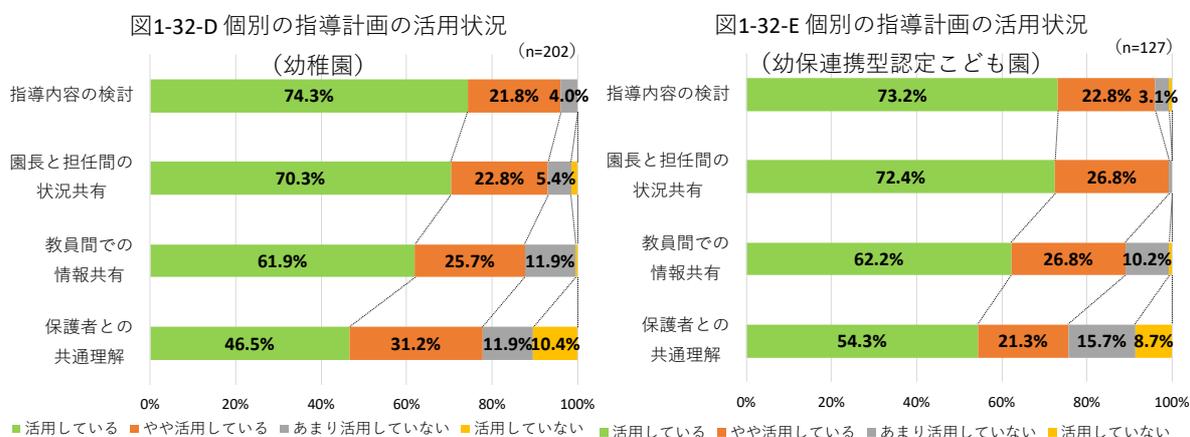


図1-32-C 個別の指導計画の活用状況



類型別では、いずれにおいても保護者との共通理解が他の項目と比べて活用していない割合が相対的に高かった。



## 個別の指導計画未作成の理由

作成主体別では、公立及び私立で「時間が足りない」「作成方法がわからない」「専門的知識がない」の割合が国立と比べて相対的に高かった。

図1-33-A 個別の指導計画を作成していない理由

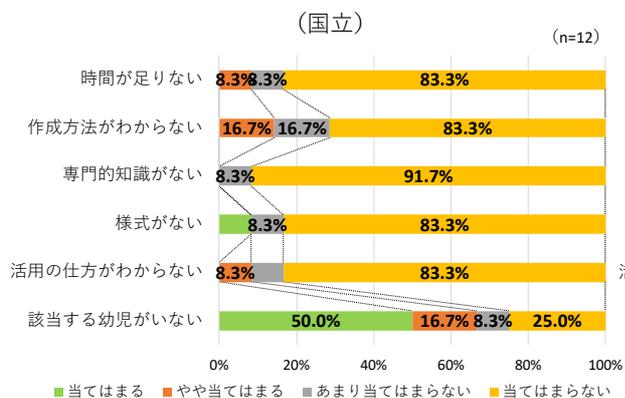


図1-33-B 個別の指導計画を作成していない理由

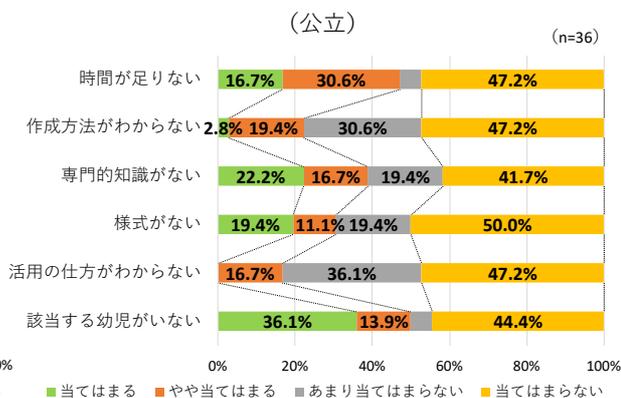
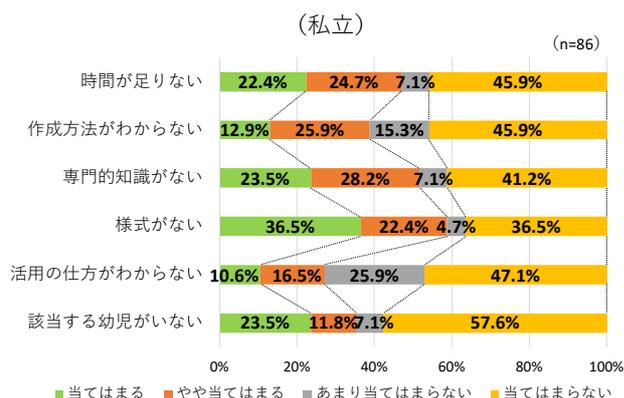


図1-33-C 個別の指導計画を作成していない理由



類型別では、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園で「時間が足りない」「専門的知識がない」の割合が幼稚園と比べて相対的に高かった。また、幼保連携型認定こども園においては「様式がない」の割合が相対的に高いという結果となった。

図1-33-D 個別の指導計画を作成していない理由  
(幼稚園)

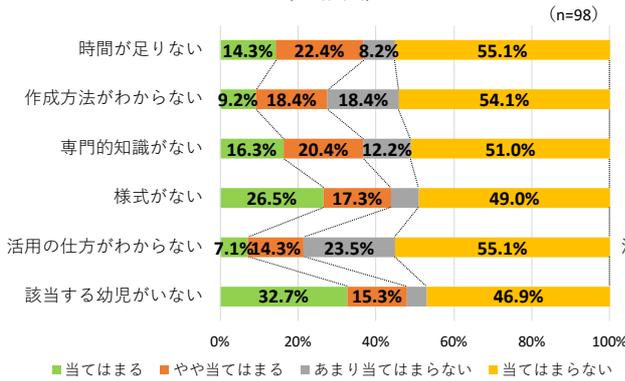


図1-33-E 個別の指導計画を作成していない理由  
(幼保連携型認定こども園)

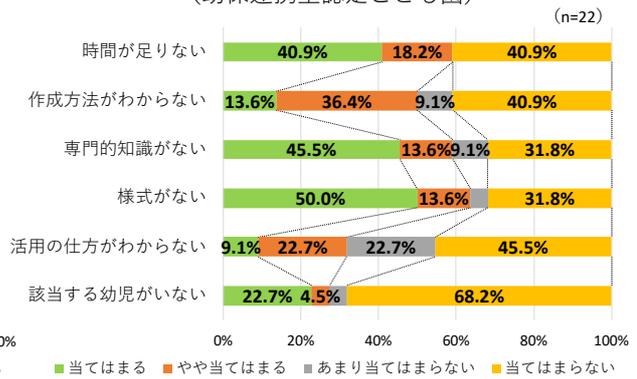
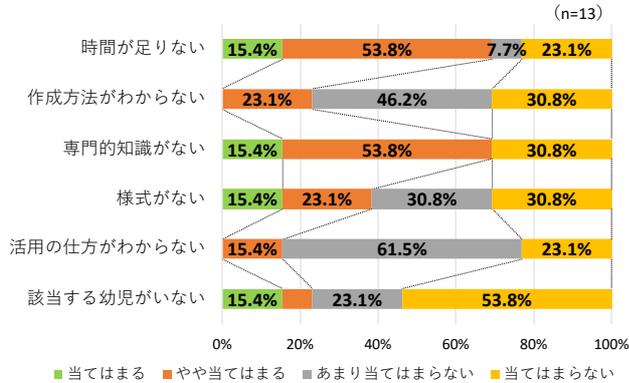


図1-33-F 個別の指導計画を作成していない理由  
(幼稚園型認定こども園)



## 個別の指導計画の作成の必要性

設置主体別では、国立及び私立が公立と比べて「(作成の) 必要性を感じていない」の割合が相対的に高かった。類型別では、幼稚園において「(作成の) 必要性を感じている」の割合が半数弱にとどまっていた。

図1-34-A 作成の必要性について

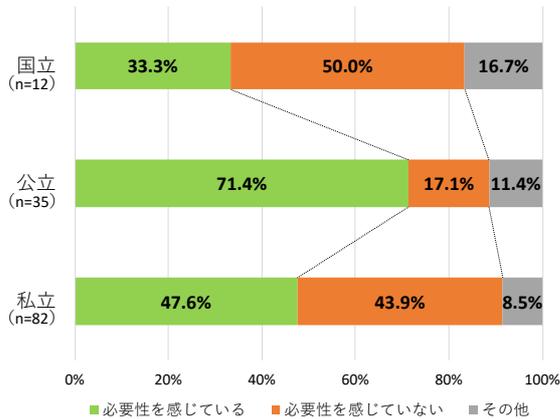
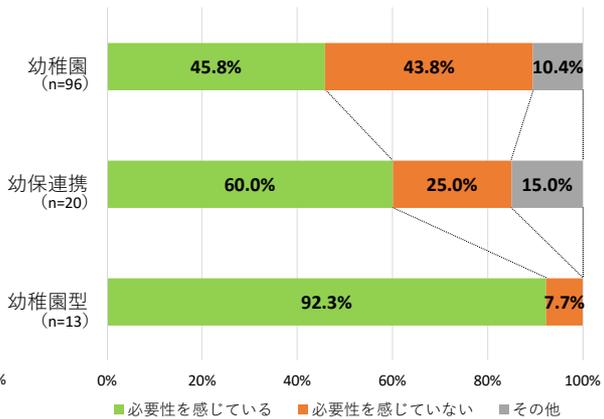


図1-34-B 作成の必要性について



## 5) 教育委員会による側面的支援

### 教育委員会による支援

設置主体別では、国立で「特に受けていない」とする回答が過半数を超えていた。公立では、国立や私立と比べて各種研修や専門家チームの派遣を受けている割合が相対的に高かった。類型別では、幼稚園型認定こども園で巡回相談を受けている割合が相対的に高かった。

図1-35-A 教育委員会による支援実績

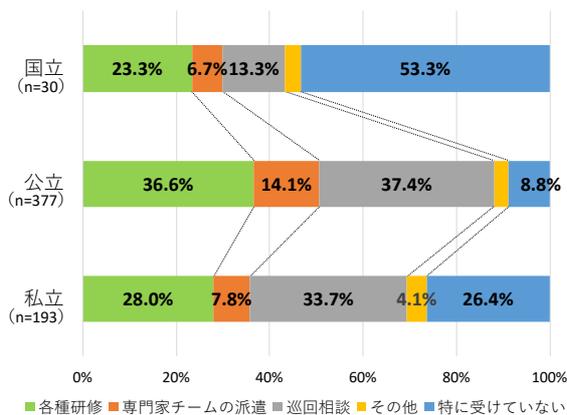
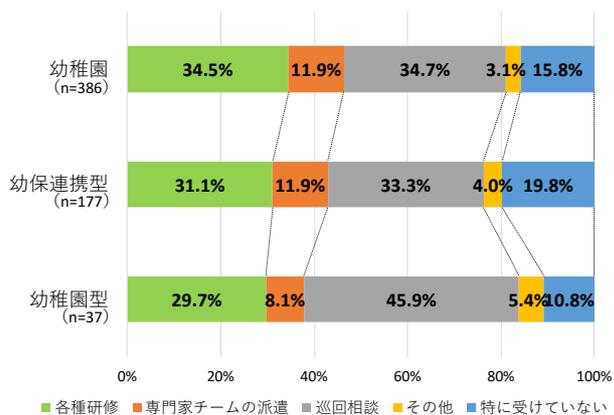
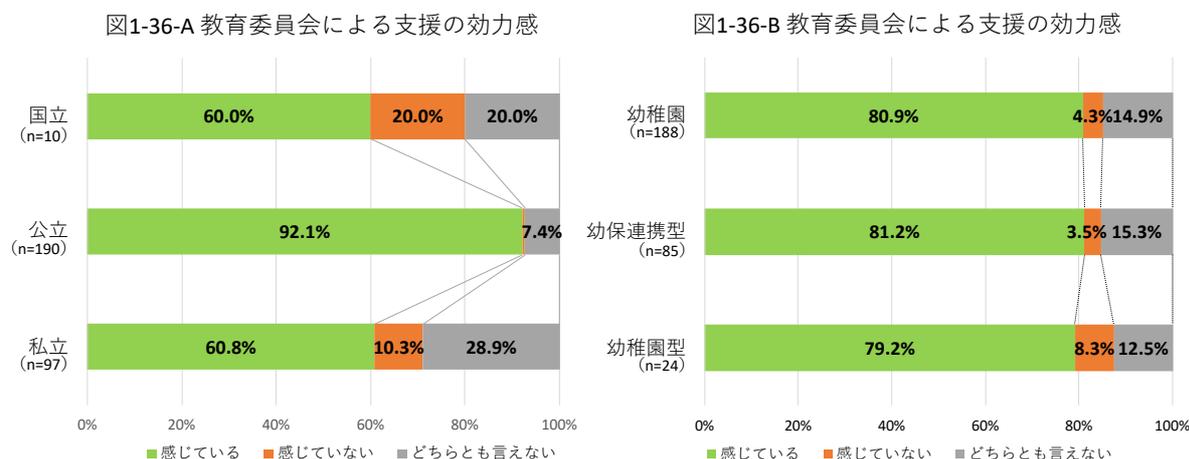


図1-35-B 教育委員会による支援実績



## 教育委員会による支援の効力感

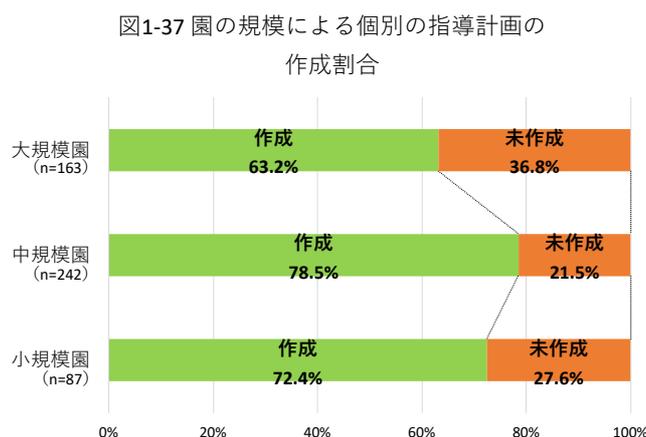
設置主体別では、公立で「(効力を) 感じている」とする割合が相対的に高かった。類型別では回答傾向に著明な違いはみられなかった。



### (3) 記述統計（個別の指導計画と関係項目のクロス集計）の結果

#### 1) 園の規模による個別の指導計画の作成割合

3歳児から5歳児クラスに在籍する幼児の総数を基本として、35名未満<sup>2</sup>を「小規模園」、35名以上105名未満を「中規模園」、105名以上を「大規模園」とし、園の規模による個別の指導計画の作成有無の割合を算出した。その結果、中規模園での作成率が最も高く、次いで小規模園、中規模園の順であった。

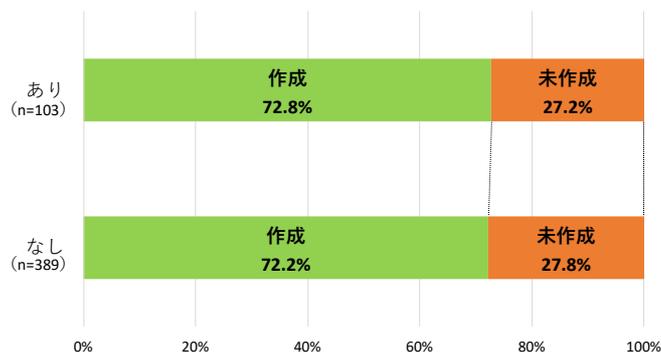


<sup>2</sup> 幼稚園設置基準に示される1学級の上限人数を参考値として設定した。

## 2) 特別支援学校教員免許取得者の有無による個別の指導計画の作成割合

常勤及び非常勤職員における特別支援学校教員免許取得者の有無による個別の指導計画の作成有無の割合を算出した。作成率に大きな差はみられなかった。

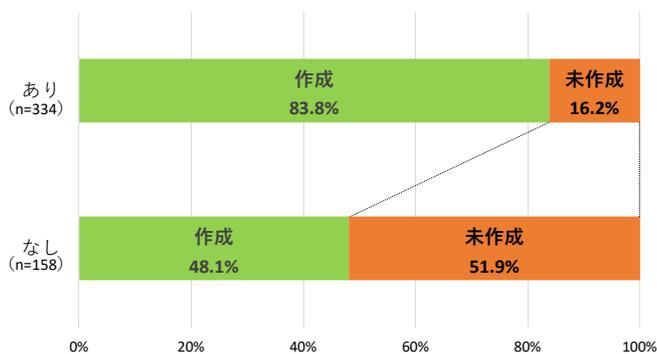
図1-38 特別支援学校教員免許取得者の有無と個別の指導計画の作成割合



## 3) 特別支援教育コーディネーター配置の有無による個別の指導計画の作成割合

特別支援教育コーディネーター配置の有無による個別の指導計画の作成有無の割合を算出した。その結果、配置がある場合の作成率は83.8%と高かったが、配置がない場合は48.1%と半数以下であった。

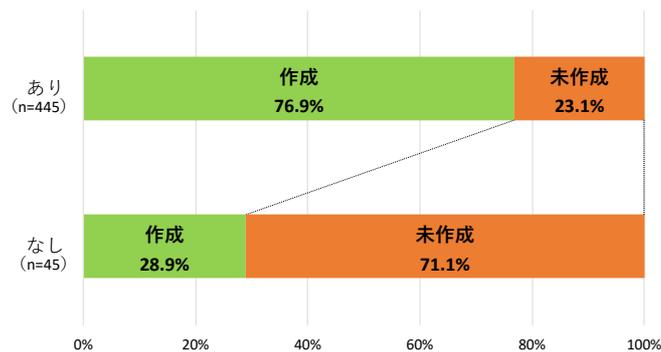
図1-39 特別支援教育コーディネーターの配置による個別の指導計画の作成割合



#### 4) 園内検討会の開催有無による個別の指導計画の作成割合

障害のある幼児などに係る園内検討会の開催有無による個別の指導計画の作成有無の割合を算出した。その結果、園内検討会の開催がある場合の作成率は76.9%と高かったが、開催がない場合は28.9%と低かった。

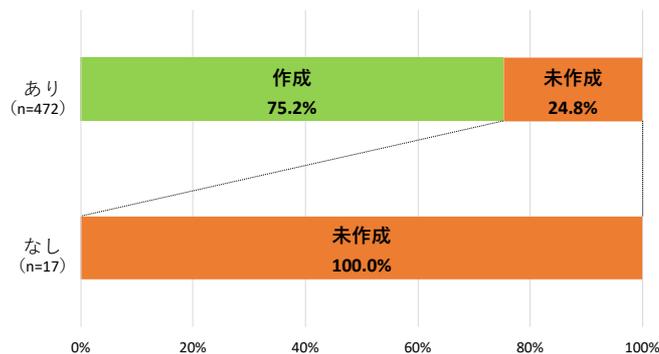
図1-40 園内検討会の有無による  
個別の指導計画の作成割合



#### 5) 外部機関等からの助言の有無による個別の指導計画の作成割合

園外の関係機関や専門家からの助言の有無による個別の指導計画の作成有無の割合を算出した。その結果、助言がない群では未作成率が100%であった。一方、助言ありの群においては作成率が高かったが、未作成率も24.8%と一定の割合であることがわかった。

図1-41 外部機関等からの助言の有無による  
個別の指導計画の作成割合



#### (4) 結果のまとめ

##### 1) 項目毎の集計の結果

はじめに対象園における教員の配置状況について尋ねた。教員の経験年数は、10年以上のベテラン職員が常勤、非常勤ともに最多であった。一方、3年未満の若手は20%程度にとどまっていた。教員の内、特別支援学校教員免許取得者は、常勤では5.3%、非常勤では4.0%であった。これを、免許取得者の有無で集計したところ、492園中103園(20.9%)で免許取得者がいるという結果となった。

特別支援教育コーディネーターの配置は70%弱となっており、指名されている職種は、教諭が34%で最も多く、副園長、主幹教諭、園長の順に多かった。一方、その他として養護教諭、園独自の配置と思われる主任教諭や主任保育教諭といった職名が複数挙げられていた。

次に、障害の診断または認定を受けている幼児等の在籍状況について尋ねた。年齢区分毎の標本数を分母とした障害のある幼児等の割合は、0歳児0.1%、1歳児0.4%、2歳児1.0%、満3歳児1.5%、3歳児2.8%、4歳児3.4%、5歳児4.1%であった。障害の内訳では、自閉症スペクトラムが最も多く、次いで知的障害、注意欠陥多動性障害となっていた。その他の障害として、「ことばの障害」のほか、脳障害や遺伝性疾患の回答があった。そのほか、相対的に数は少ないものの、医療的ケア児が44名在籍している実態が明らかとなった。一方、障害の診断または認定を受けてはいないが、行動面等に困難さがみられ発達障害の可能性のある幼児等は、年齢区分別の標本総数を分母とした割合でみると、0歳児0.9%、1歳児3.6%、2歳児6.5%、満3歳児3.9%、3歳児5.7%、4歳児6.1%、5歳児5.1%であり、障害の診断または認定を受けている幼児等と比べると1~3%程度多いことが明らかとなった。

就園時点で障害児通所による療育支援(福祉サービス)を受給していた幼児等は1160名で、障害の診断または認定を受けている幼児等を分母とした割合では69.4%であった。このことから、3割程度の幼児等は就園後に支援の必要性が明確化する状況にあると推察される。

障害のある幼児などの支援体制については、障害のある幼児などやその指導に関する外部研修への参加が91.1%、外部の関係機関や専門家からの助言が96.1%(どちらも昨年度実績)と、多くの園が支援の充実に向けて積極的に取り組んでいる状況がうかがわれた。なお、外部の関係機関等による助言は、巡回支援専門員が最も多く、次いで児童発達支援センター・事業所、教育委員会の順であった。一方で、センター的機能を有する特別支援学校や、障害児支援利用計画を中心に支援の全体をコーディネートする相談支援事業所からの助言は相対的に少なかった。

次に、個別の指導計画の作成と運用状況について尋ねた。結果は、作成している園が72.4%、作成していない園が27.6%であった。作成主体はクラス担任が著明に多く、次

いで特別支援教育コーディネーター、指導教諭であった。

個別の指導計画の運用においては、「指導内容の検討」及び「園長と担任間の情報共有」として活用している園が95%であった。また、「保護者との共通理解」としての活用の割合は相対的に低かったが、それでも80%近い園が活用しているとの回答であった。なお、今回の調査では、どのように活用しているかまでは明らかにし得なかった。作成していない園における未作成の理由は、「時間が足りない」「専門的知識がない」「様式がない」「該当する幼児がいない」を「当てはまる」「やや当てはまる」とした割合が40%強で、他の二項目と比べて相対的に高かった。このことから、時間の不足だけでなく、計画の作成に必要とされる専門的知識や様式のないことも看過できない問題であると考えられる。さらに、個別の指導計画を作成していない園について、作成の必要性を感じるか質問した結果、「感じている」が52.7%である一方、「感じていない」が37.2%に上った。「感じていない」理由として、「全体計画で指導可能」や「障害の有無に関係なく、個に焦点化した指導を行っている」等の見方が自由記述に挙げられていた。

最後に教育委員会による支援と教員養成の課題について尋ねた。教育委員会による支援は、巡回相談と各種研修が著明に多く、支援の効力感を感じている園も80.8%と大勢を占めた。教員養成の課題については、「具体的な指導方法」と「障害のある幼児等の見方」を選択する園が多く、より実践的な力の養成が求められていることが推察される。

## 2) 設置主体別、類型別の集計の結果

はじめに対象園における教員の配置状況について尋ねた。設置主体、類型に関わらず10年以上のベテラン職員の占める割合が高いが、私立においては、逆に5年未満の若手から中堅に至る層が40%強と割合が高くなっていった。このことから、私立においては継続年数が相対的に短い可能性が推察される。

特別支援学校教員免許の取得率は、国立において10%を超えていたが、公立及び私立では5%前後にとどまっていた。国立では上級教育機関である大学が特別支援学校教員の養成課程を有していることが多いためと考えられる。

特別支援教育コーディネーターの指名は、国立で97.1%と高率であったが、私立では40.0%と低く、大きな開きがあった。指名職種は、国立は公立や私立と比べて教諭の割合が相対的に高く、その他として養護教諭の指名も多くみられた。一方、私立は園長や主幹教諭の割合が相対的に高かった。以上の結果から、私立において、指名自体や教諭の指名が難しい何らかの要因が存在すると推察される。

次に、障害の診断または認定を受けている幼児等の在籍率は公立が4.6%で最も高く、行動面等に困難さがみられ発達障害の可能性のある幼児等の在籍率も公立が7.9%で最も高い結果となった。

障害のある幼児などの指導体制については、設置主体別、類型別ともに大きな差はみられなかった。

次に、個別の指導計画の作成率は、設置主体別では公立が 86.4%、類型別では幼保連携型認定こども園が 85.2%で最も高い結果となった。一方で、私立の作成率は 54.4%と低い水準にとどまっていた。作成主体は、国立で特別支援教育コーディネーターの割合がクラス担任に次いで多かった。このことは、国立における特別支援教育コーディネーターの指名率が高いことと関係があると推察できる。

個別の指導計画の運用について、活用面では設置主体別、類型別ともに傾向は概ね類似していたが、未作成の理由においては公立及び私立で「時間が足りない」「作成方法がわからない」「専門的知識がない」の割合が国立と比べて相対的に高かった。このことから、設置主体により勤務状況や職員の資質能力に特徴的な違いがあると推察できる。

教育委員会による支援については、国立で「特に受けていない」とする回答が過半数を超えていた。国立では、特別支援学校教員免許の取得率や特別支援教育コーディネーターの指名率が相対的に高く、また上級教育機関である大学や附属特別支援学校の支援を受けやすい環境にあるため、教育委員会による支援を特段に必要とはしないものと考えられる。

### 3) 個別の指導計画と関係項目のクロス集計の結果

特別支援教育コーディネーターの配置による個別の指導計画の作成率を算出したところ、配置がある場合の作成率は 83.8%と高率であったが、配置がない場合は 48.1%と低率であった。このことから、特別支援教育コーディネーターを配置できるような環境を整えることが、個別の指導計画の作成率向上に繋がるのではないかと考えられる。

障害のある幼児などに係る園内検討会の開催有無では、開催がある場合の作成率は 76.9%と高率であったが、開催がない場合は 28.9%と低率であった。このことから、園内検討会での検討事項が個別の指導計画として文書化され、紐づいている実情がうかがわれる。

園外の関係機関や専門家からの助言の有無では、助言がない場合に未作成率が 100%であったが、助言ありの場合には作成率が 75.2%であった。このことから、外部からの助言内容が個別の指導計画の内容と紐づいていることがうかがわれる。

## 2. 調査研究 1-2 障害のある幼児などの担任教師を対象とした質問紙調査の結果

### (1) 記述統計（項目毎の集計）

#### 1) 回答者の内訳

回答者が所属する幼稚園等の内訳として、公立幼稚園が最も多く、次いで私立幼稚園、公立の幼保連携型認定こども園の順が多かった。

表 2-1 回答者の内訳 (n=480)

	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	計
国立	28	0	0	28
公立	155	89	19	263
私立	96	52	20	168
計	279	141	39	459

図2-1-A 回答者が所属する園の設置主体  
(n=480)

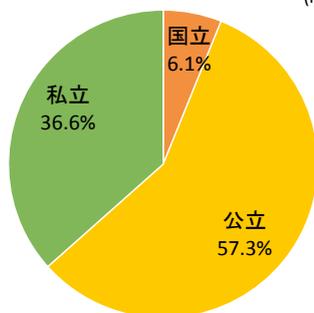
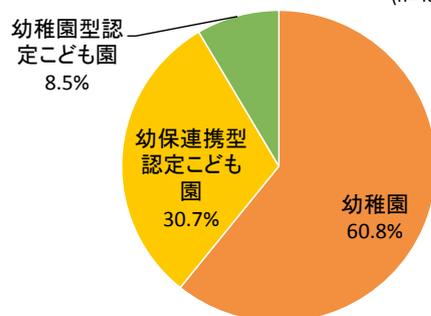


図2-1-B 回答者が所属する園の類型  
(n=480)



#### 2) 回答者が担当する学級の幼児数

回答者が担当する学級の幼児数（全体）は、20～29人が44.4%で最も高く、次いで11～19人が高かった。幼稚園等の類型による差は小さいが、設置主体別で見ると、学級の幼児数の差が大きかった。国立は20人以上の学級が大半を占めており、これに対して公立では11～19人の学級と20～29人の学級がほぼ同じ割合となった。

図2-2-A 回答者が担当する学級の幼児数（設置主体別）

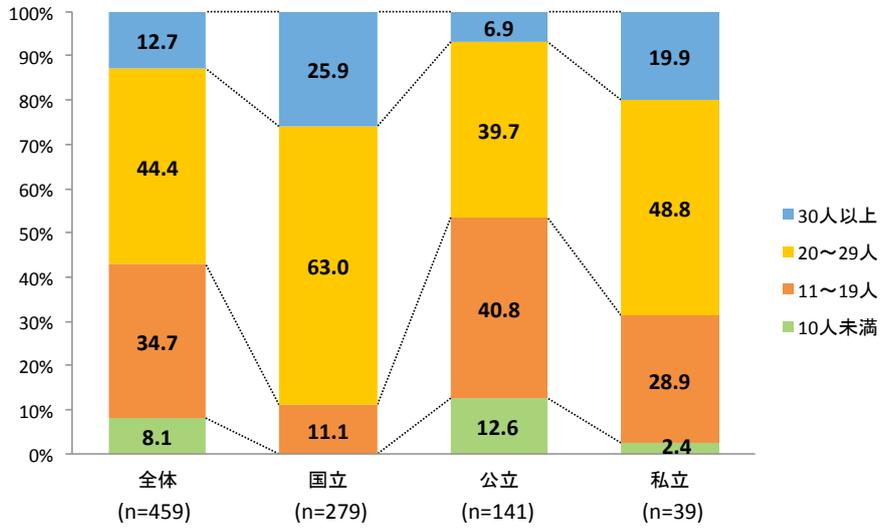
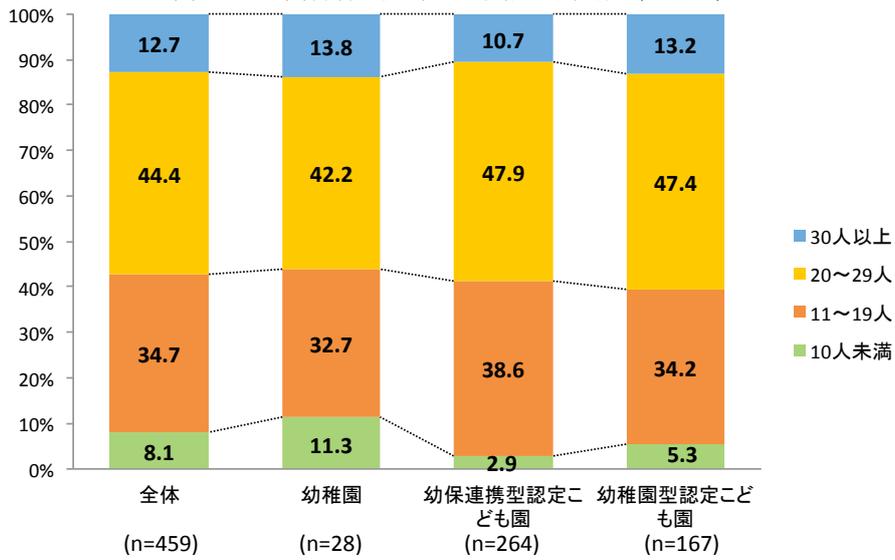


図2-2-B 回答者が担当する学級の幼児数（類型別）



### 3) 回答者の教職経験年数

回答者の教職経験年数（全体）は、「10年以上」が58.0%で最も高かった。次いで「5～10年」の割合が高く、この傾向は園の類型や設置主体に関わらず共通してみられた。これは、障害のある幼児などが、10年以上の教職経験のある教師が担当する学級に在籍している割合が高いことを示す。

図2-3-A 回答者の教職経験年数（設置主体別）

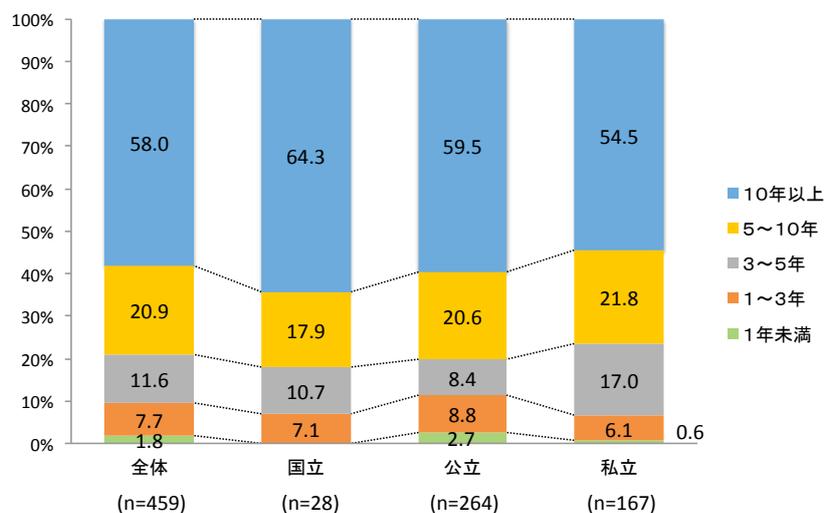
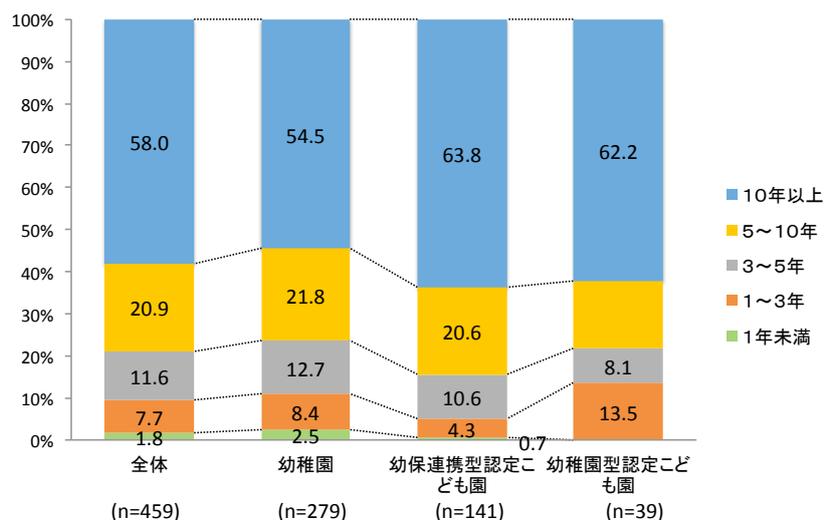


図2-3-B 回答者の教職経験年数（類型別）



#### 4) 回答者の特別支援学校教員免許状の取得状況

回答者の特別支援学校教員免許状の取得率（全体）は、4.9%であった。設置主体別にみると、国立の取得率が11.1%とやや高く、私立で1.8%と低い傾向がみられた。類型別にみると、幼稚園が6.2%と若干高く、幼稚園型認定こども園では回答者のなかに免許取得者が存在しなかった。障害のある幼児などが在籍する学級の担任教師の免許取得率は全体的に低い傾向にあるといえる。

図2-4-A 回答者の特別支援学校教員免許状の取得状況（設置主体別）

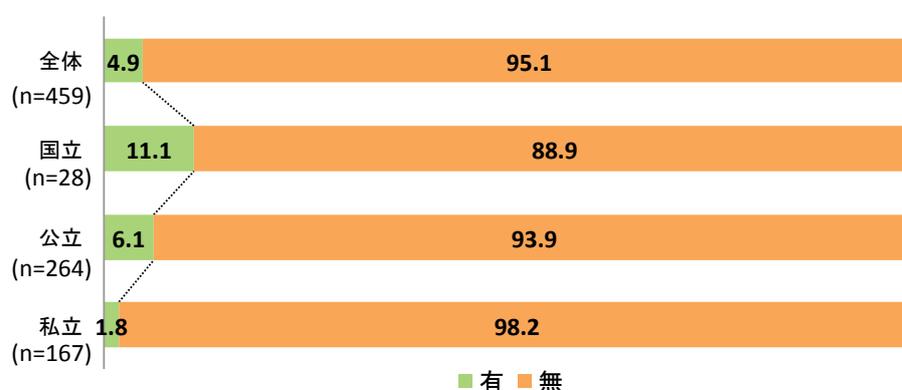
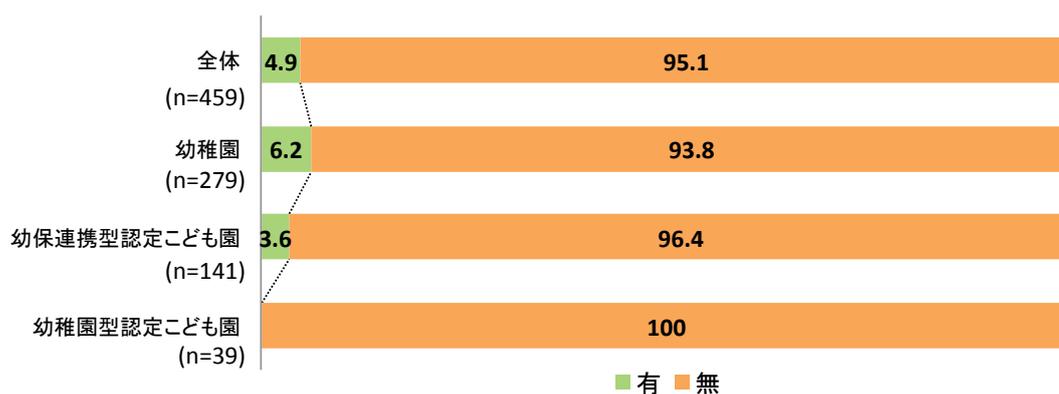


図2-4-B 回答者の特別支援学校教員免許状の取得状況（類型別）



### 5) 教職経験年数 10 年以上の回答者の研修参加回数

教職経験が 10 年以上の回答者が、障害のある幼児などに関する研修に参加した回数（全体）について、「7 回以上」と回答した割合が 57.2%で最も高かった。設置主体別で見ると、幼稚園型認定こども園で、研修の参加回数が少ない傾向が示された。

図2-5-A 障害のある幼児に関する研修の参加回数（設置主体別）

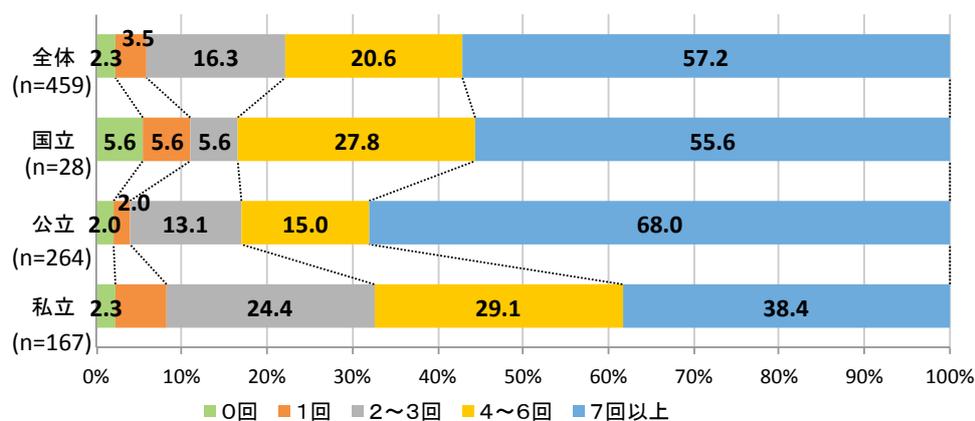
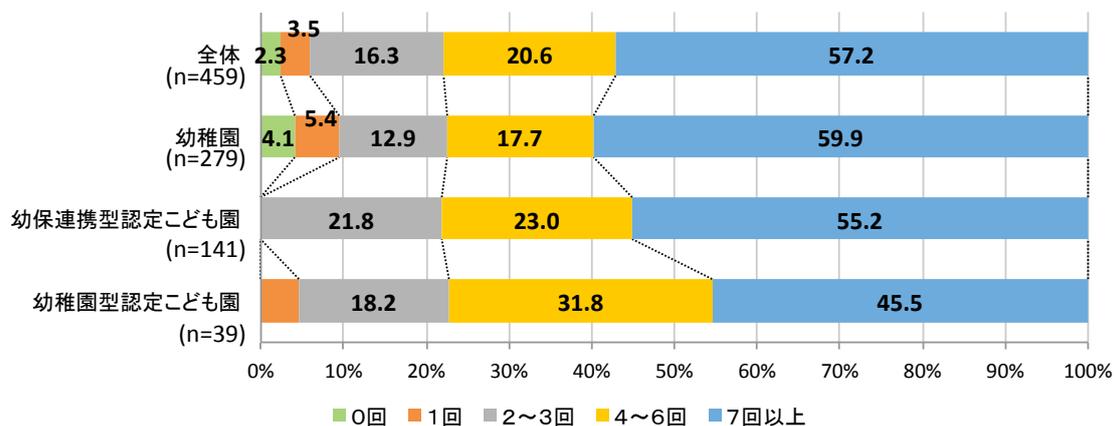


図2-5-B 障害のある幼児に関する研修の参加回数（類型別）



## 6) 過去1年間の研修参加回数

過去1年間に、回答者が、障害のある幼児などに関する研修に参加した回数（全体）について、「2～3回」と回答した割合が47.0%で最も高かった。設置主体別でみると、公立では約70%の回答者が、過去1年間に2回以上の研修を受けていることがわかった。一方で、国立及び私立では、「0～1回」の回答が半数以上を占めている。特に私立では、約2割の回答者が、過去1年間に障害のある幼児などに関する研修を一度も受けていないことがわかった。

図2-6-A 障害のある幼児に関する研修の参加回数  
(過去1年間：設置者別)

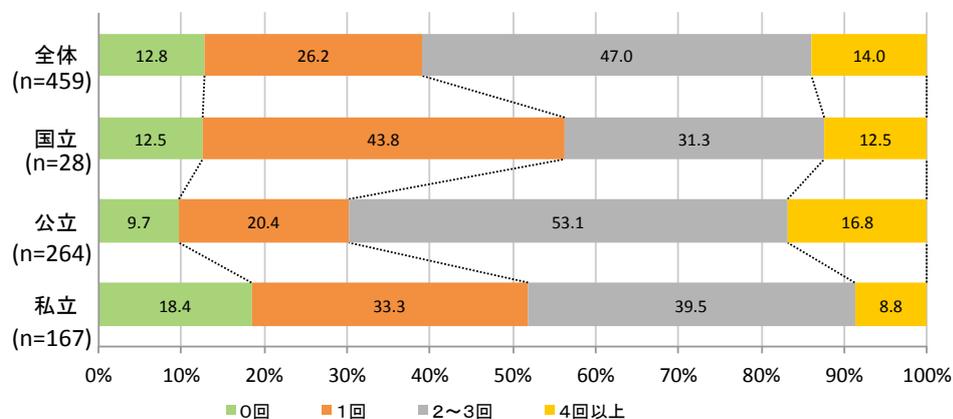
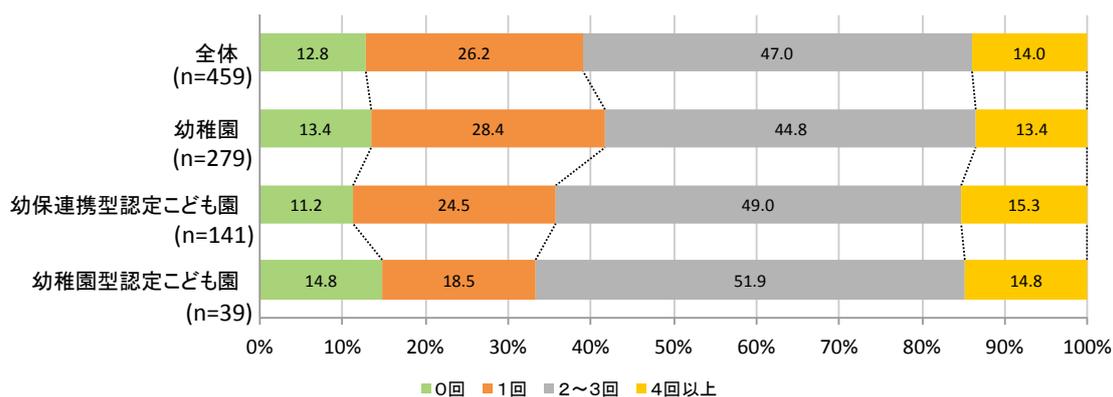


図2-6-B 障害のある幼児に関する研修の参加回数  
(過去1年間：類型別)



## 7) 個別の指導計画の作成率

「個別の指導計画を作成している」と回答した割合（全体）は、73.9%であった。設置主体別でみると、公立の作成率が88.6%で最も高く、私立が51.8%で最も低かった。類型別にみると、幼保連携型認定こども園の作成率が87.8%で最も高く、幼稚園型認定こども園が57.9%で最も低かった。以下、8)～22)は、本設問で「個別の指導計画を作成している」と回答した者を対象に質問した結果を示した。

図2-7-A 個別の指導計画の作成率（設置主体別）

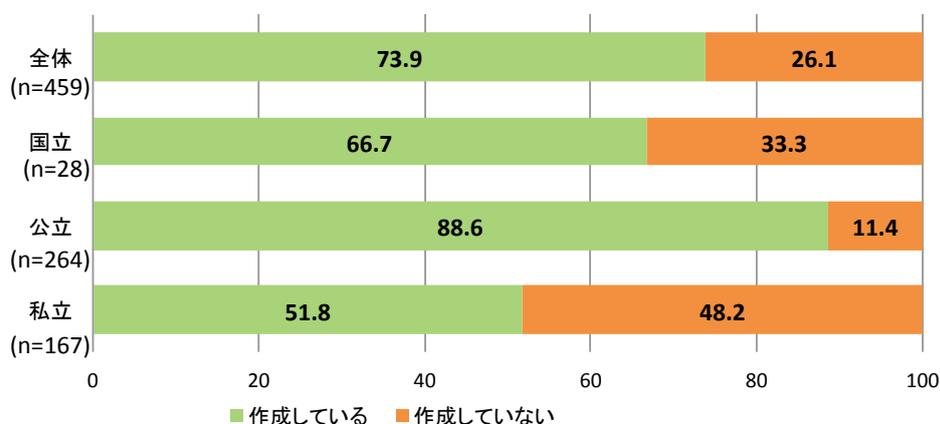
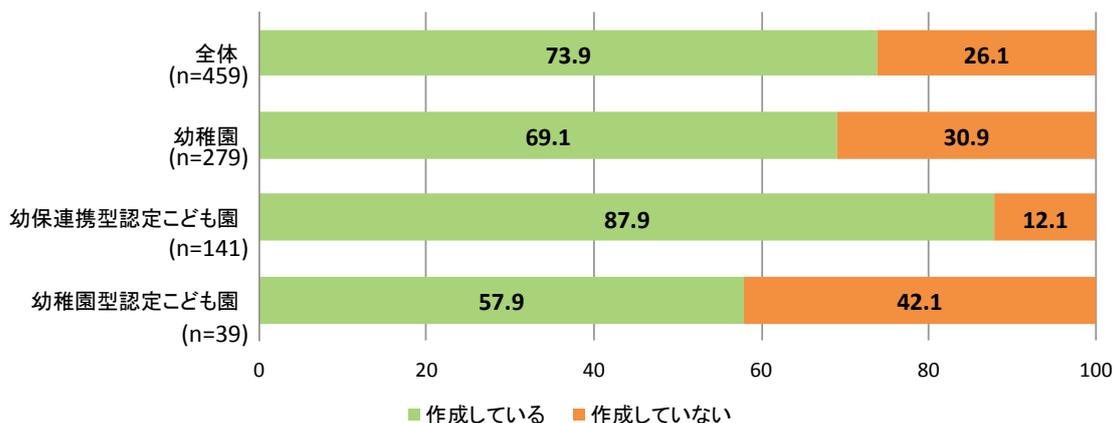


図2-7-B 個別の指導計画の作成率（類型別）



## 8) 個別の指導計画作成のための手続きの明確化

回答者が所属する園で、個別の指導計画を作成する際の手続きが示されている割合（全体）は、81.7%であった。また、手続きが示されている園を対象に、作成マニュアルが用意されているか質問したところ、「マニュアルがある」と回答した割合は64.4%であった。

図2-8-A 個別の指導計画の作成手続き（設置主体別）

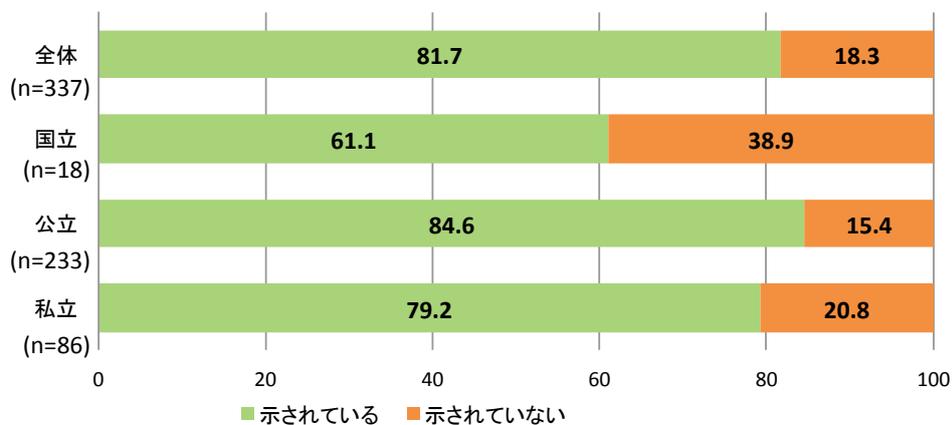


図2-8-B 個別の指導計画の作成手続き（類型別）

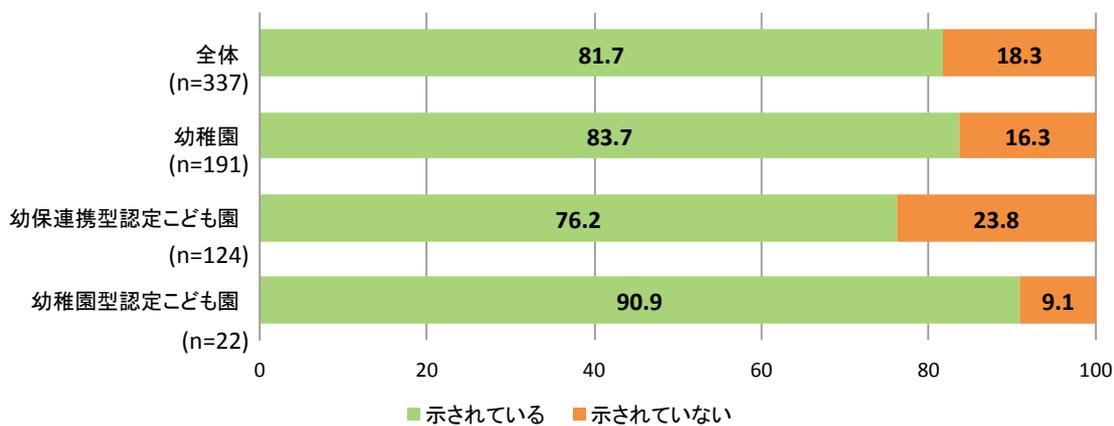
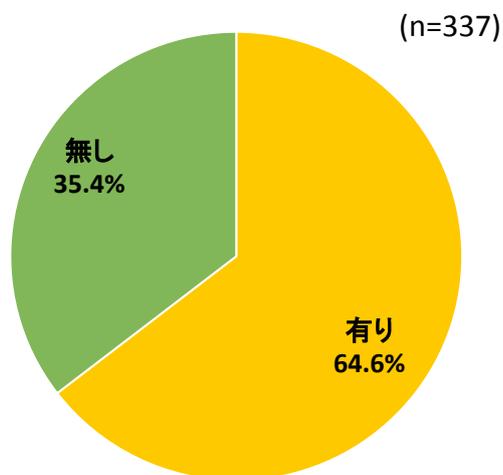


図2-8-C 作成マニュアルの有無（全体）



## 9) 個別の指導計画の様式の有無

自身が所属する園で、個別の指導計画の様式が定められていると回答した割合(全体)は94.9%であった。様式を定めている園のうち、園で独自に作成した様式を使用している園は44.8%であり、自治体が定めた様式を使用している園は55.2%であった。

図2-9-A 個別の指導計画の様式 (設置主体別)

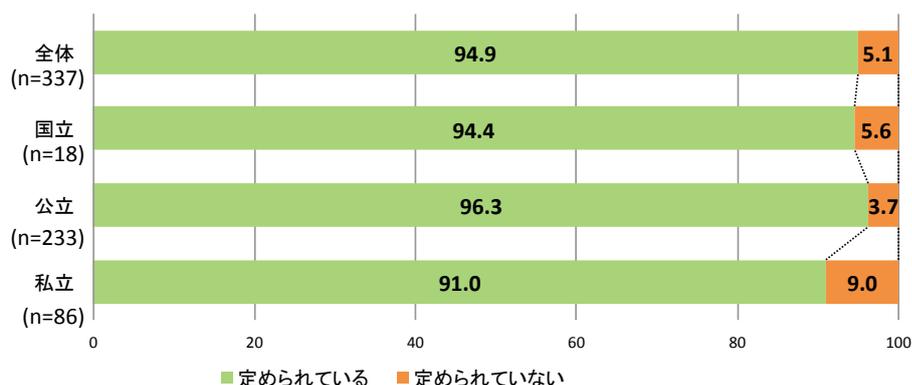


図2-9-B 個別の指導計画の様式 (類型別)

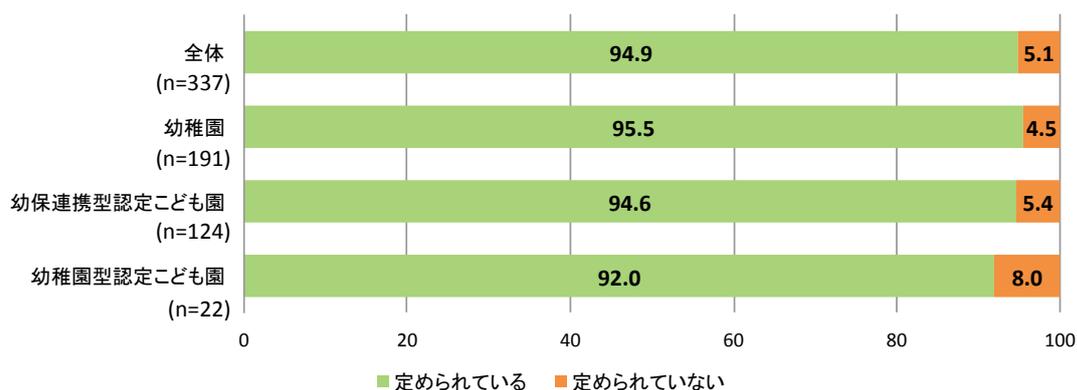
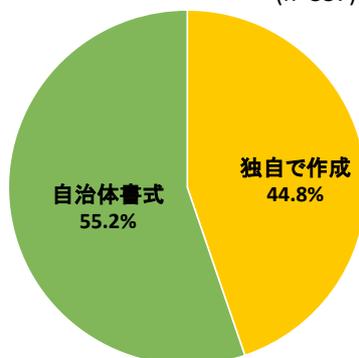


図2-9-C 使用している書式 (全体) (n=337)



## 10) 個別の指導計画に掲載されている項目

個別の指導計画に掲載されている項目として最も多かったのは、「基本的生活習慣(94.4%)」であり、「対人関係(87.8%)」、「言語・表現(84.6%)」、「集団生活(集団参加)(83.1%)」の順に掲載されている割合が高かった。掲載されている割合が低かった項目は、「作業(38.6%)」「身体機能(63.8%)」であった。

表2-2 個別の指導計画に掲載されている項目 (n=326)

基本的生活習慣	94.4
社会性	74.8
対人関係	87.8
集団生活(集団参加)	83.1
行動面	77.4
情緒面	70.6
運動面	78.0
身体機能	63.8
作業	38.6
言語・表現	84.6
その他	17.5

\*各項目について掲載の有無を尋ねた

## 11) 個別の指導計画に記載する内容

個別の指導計画に記載する内容として最も多かったのは「幼児の姿(幼児の実態)(96.7%)」であり、次いで「目標(94.1%)」であった。記載する割合が低かったのは、「教員(担任)の願い(51.3%)」、「保護者の願い(53.8%)」であった。

表2-3 個別の指導計画に記載する内容 (n=327)

幼児の姿(幼児の実態)	96.7
課題	76.9
目標	94.1
具体的な援助方法(手立て)	80.4
援助方法の評価	80.4
保護者の願い	53.8
教員(担任)の願い	51.3
幼児の興味や関心	62.3
その他	11.9

\*各内容について記載の有無を尋ねた

## 12) 個別の指導計画作成時の相談相手

個別の指導計画作成する過程で相談した相手として、最も多かったのは「管理職(78.3%)」であった。特別支援教育コーディネーターに相談したと回答した割合は49.6%であり、外部の専門家である巡回支援専門員に相談したと回答した割合は18.1%であった。

表2-4 個別の指導計画作成時に相談した相手 (n=326)

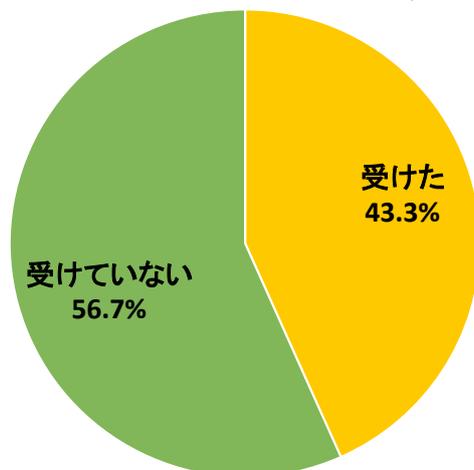
管理職	78.3
特別支援教育コーディネーター	49.6
副担任	18.7
学年主任	12.2
前年度の担任	26.7
非正規雇用の職員(加配職員)	26.4
巡回支援専門員	18.1
その他	14.5
誰にも相談していない	2.4

\*各教職員に対する相談経験の有無を尋ねた

## 13) 他機関や専門家からの助言

個別の指導計画作成する過程で、「他機関や専門家等から助言を受けた」と回答した割合は43.3%であり、「助言を受けていない」と回答した割合の方が若干高かった。

図2-10 他機関や専門家からの助言  
(n=329)



#### 14) 作成後に共有した相手

個別の指導計画の作成後、それを共有した相手として最も多かったのは「管理職(86.6%)」であった。特別支援教育コーディネーターと共有している割合は44.5%、非正規雇用の職員(加配職員)と共有している割合は37.4%であった。

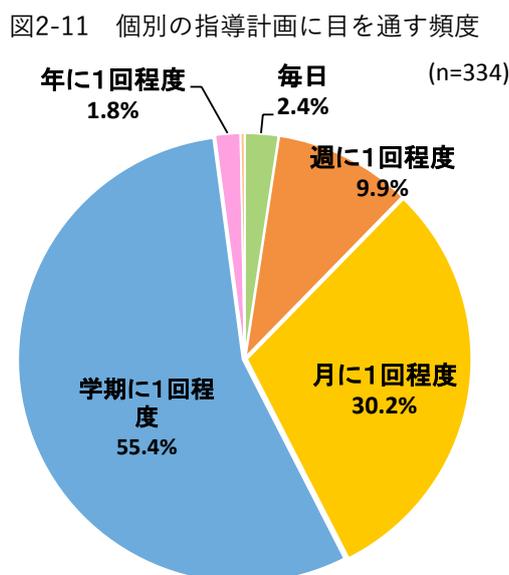
表2-5 個別の指導計画作成後に共有した相手 (n=327)

管理職	86.6
特別支援教育コーディネーター	44.5
副担任	24.6
学年主任	16.6
前年度の担任	12.5
非正規雇用の職員(加配職員)	37.4
保護者	19.0
その他	20.2

\*各教職員に対する共有の有無を尋ねた

#### 15) 個別の指導計画に目を通す頻度

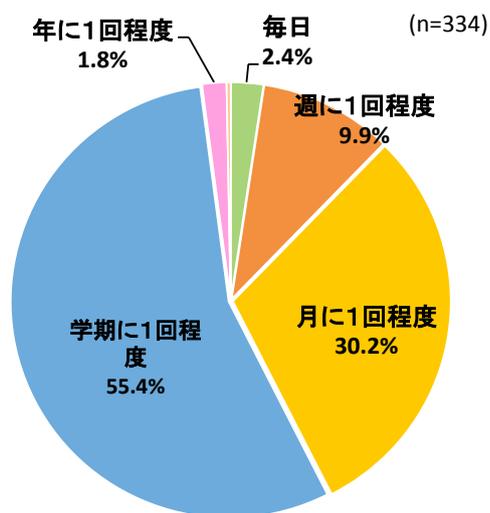
作成した個別の指導計画に目を通す頻度は、「学期に1回程度(55.4%)」の割合が最も高く、次いで「月に1回程度(30.2%)」が高かった。



## 16) 個別の指導計画の修正や書き足しの頻度

作成した個別の指導計画を修正したり書き足したりする頻度は、「学期に1回程度(63.7%)」の割合が最も高く、次いで「月に1回程度(19.6%)」が高かった。

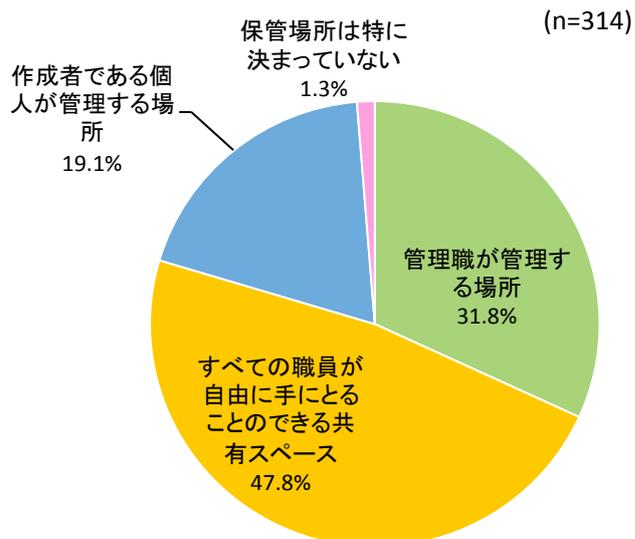
図2-11 個別の指導計画に目を通す頻度



## 17) 個別の指導計画の保管場所

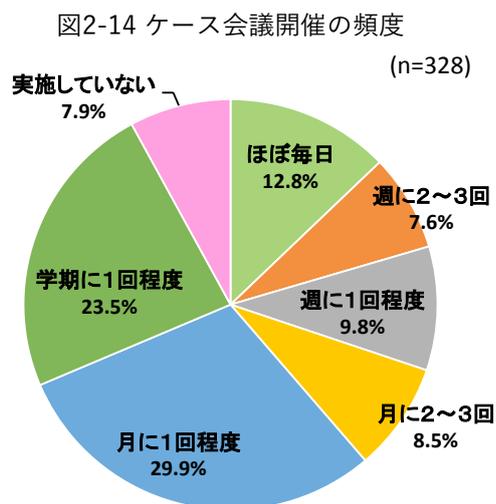
個別の指導計画の保管場所について、「すべての職員が自由に手に取ることができる共有スペース」に保管している割合が最も高く、47.8%であった。

図2-13 個別の指導計画の保管場所



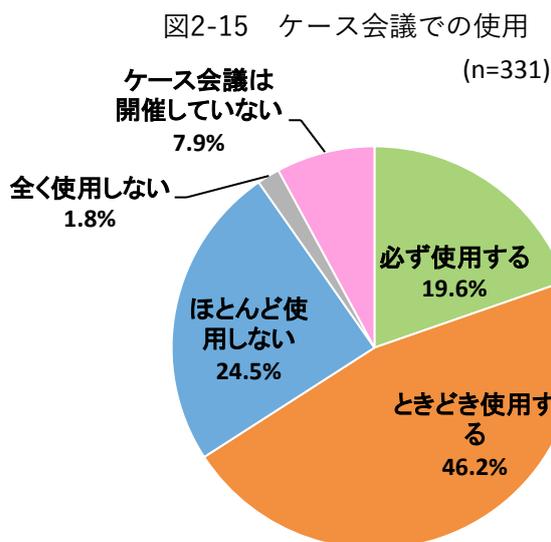
### 18) 障害のある幼児などのケース会議を開催する頻度

障害のある幼児などの指導について検討するケース会議の開催頻度について、「月に1回程度」の開催が最も多く(29.9%)、次いで「学期に1回程度」の開催が多かった。ケース会議を実施していないと回答した割合は7.9%であった。



### 19) ケース会議における個別の指導計画の使用

ケース会議で個別の指導計画を使用しているかについて尋ねたところ、約65%の回答者が「使用する」と答えた。その内訳は、「必ず使用する」が19.6%、「ときどき使用する」が46.2%であった。一方で、「ほとんど使用しない」が24.5%、「全く使用しない」が1.8%であった。



## 20) 保護者面接における個別の指導計画の使用

保護者面談の際に個別の指導計画を使用するか尋ねたところ、56.1%の回答者が「使用する」と回答した。「使用する」と回答した者に対して、保護者面談のなかで個別の指導計画を保護者に提示しているかについて尋ねたところ、「必ず提示している」と回答した割合は33.2%、「要望があれば提示する」と回答した割合は41.8%であった。使用するが「提示はしない」と回答した割合は25.0%であった。

図2-16-A 保護者面談での個別の指導計画の使用

(n=328)

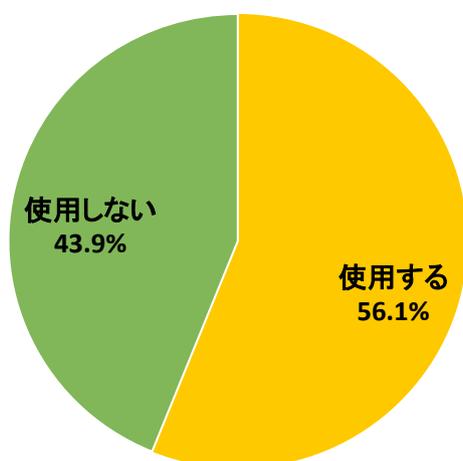
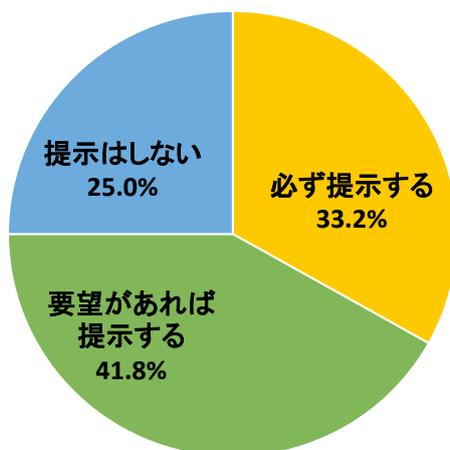


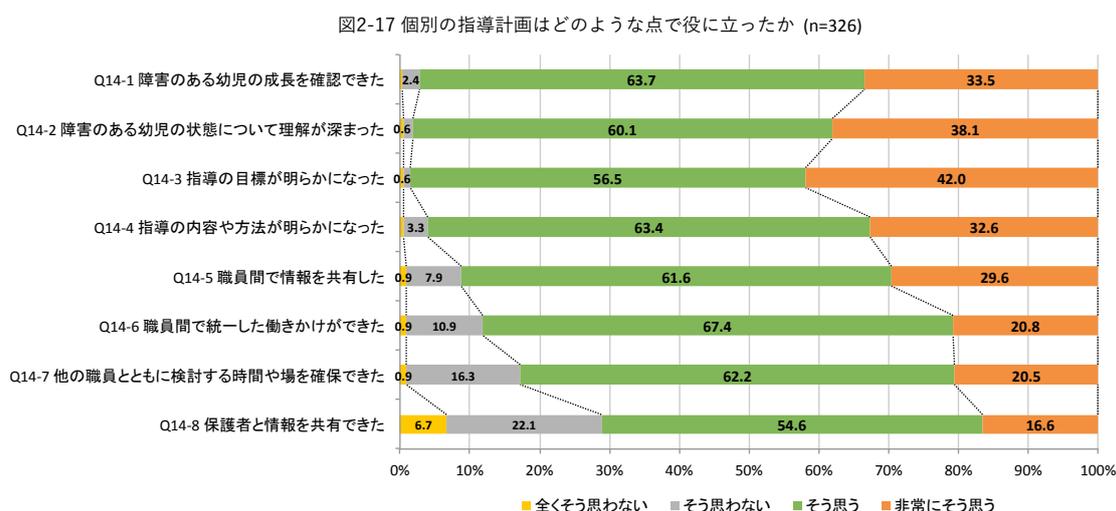
図.2-16-B 面談時の保護者への提示

(n=184)



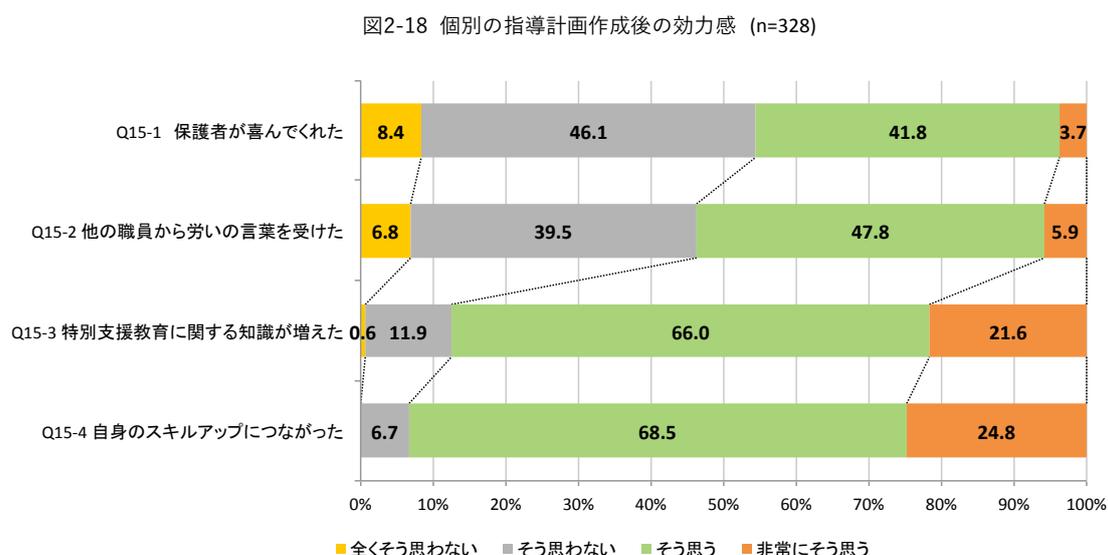
## 21) 個別の指導計画が役に立つと思う場面

個別の指導計画がどのような点で役に立ったかという質問において得られた結果を図2-17に示した。作成者自身が、幼児の状況や指導内容を把握するツールとして利用する場合（Q14-1～Q14-4）に肯定的な回答が多く、教師間の連携のためのツールとして利用する場合（Q14-5～Q14-7）は、やや否定的な回答が多い傾向がみられた。



## 22) 個別の指導計画作成後に感じた効力感

個別の指導計画作成後に感じた効力感として、教師による作成や運用をエンパワメントすると考えられる外的要因の観点から質問を行った。作成後の効力感として、「保護者からの感謝」や「他の教員からの労い」を感じた回答者は5割弱であった。一方で、作成することによって特別支援教育に関する知識やスキルの向上を感じた回答者は約9割と高率であった。



## (2) 記述統計（作成群と未作成群の比較）の結果

### 1) 個別の指導計画に対する印象

個別の指導計画に対して抱いている印象について、回答者全員に質問を行った結果を図 2-19-A に示した。また、個別の指導計画を作成している回答者（作成群）と、作成していない回答者（未作成群）の回答を比較した結果を、図 2-19-B～F に示した。「Q16-3 どのように記載したら良いかわからない」に対して、「非常にそう思う」「そう思う」と回答した割合は全体で 46.9%であった。同項目について、作成群と未作成群を比較したところ、未作成群でその傾向が強く、両群には大きな差がみられた。「Q16-4 作成後の使用方法がわからない」においても、「非常にそう思う」「そう思う」と回答した割合は、未作成群で高くなった。また、「Q16-5 作成には多くの時間が必要だ」という印象をもつ回答者が全体の 85.7%を占めていた。

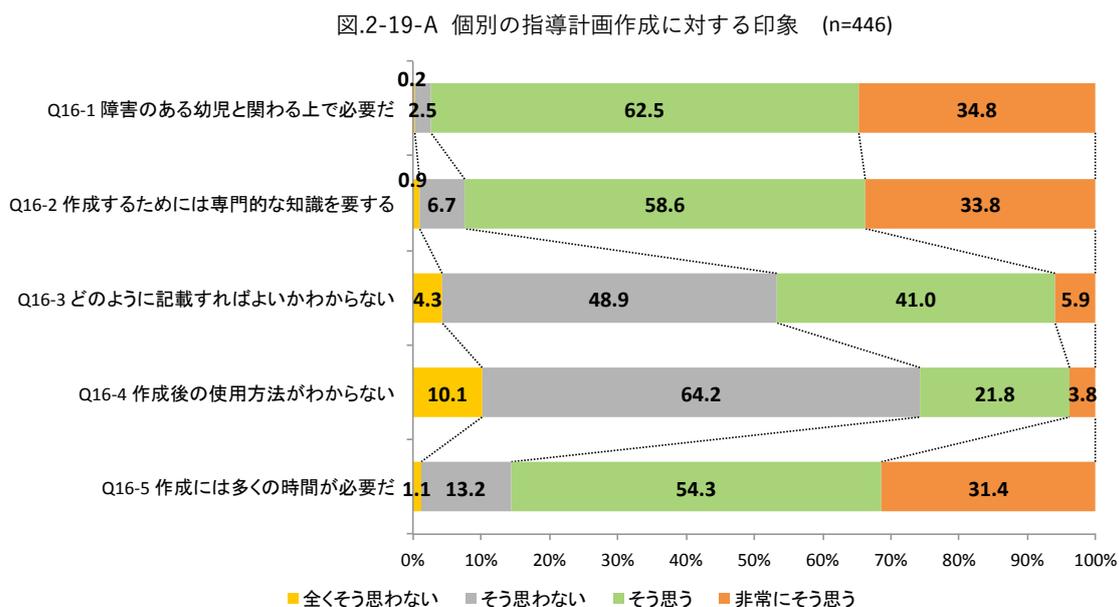


図2-19-B 障害のある幼児と関わる上で必要だ



図2-19-C 作成するためには専門的な知識を要する

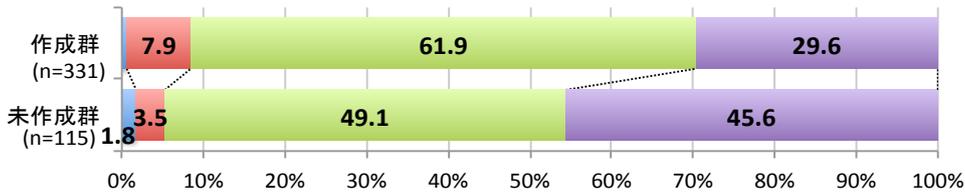


図2-19-D どのように記載すればよいか分からない

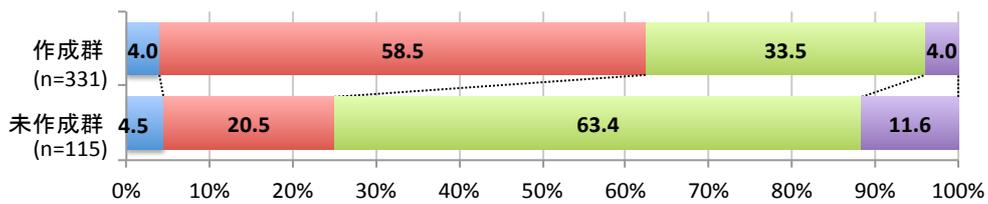


図2-19-E 作成後の使用方法が分からない

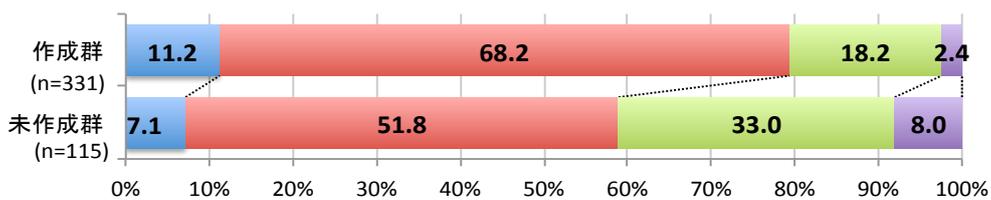
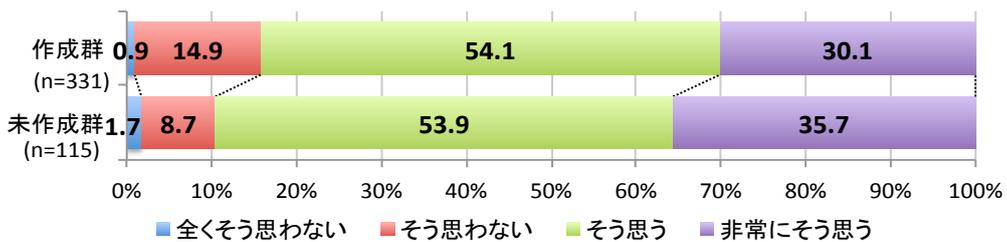


図2-19-F 作成には多くの時間が必要だ



## 2) 個別の指導計画を作成した方が良い理由

個別の指導計画を作成した方が良い理由について、回答者全員に5つの項目から質問を行った。すべての項目で肯定的な回答が9割以上を占め、個別の指導計画を作成している回答者と、作成していない回答者の間で大きな差は見られなかった。

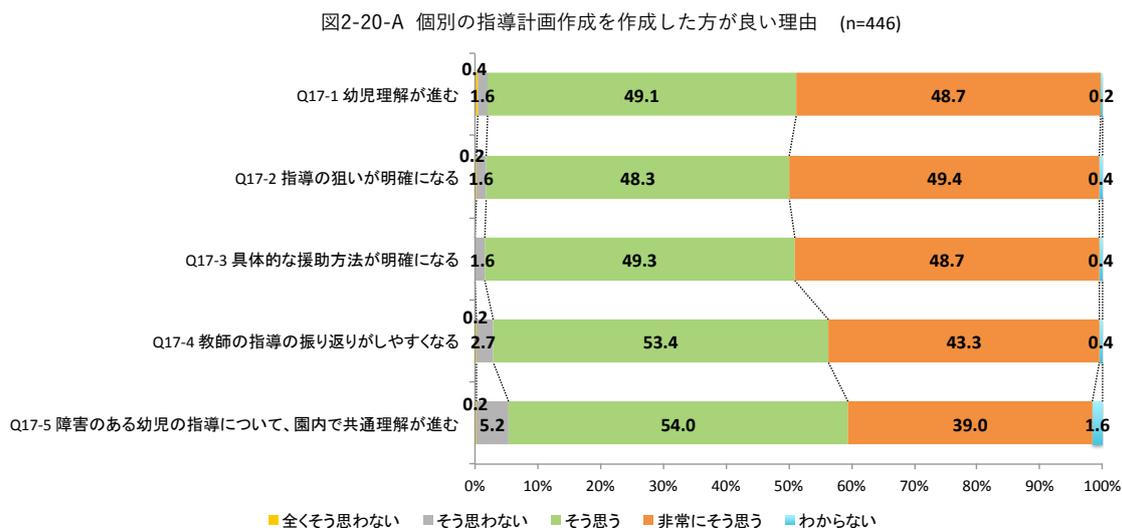


図2-20-B 幼児理解が進む

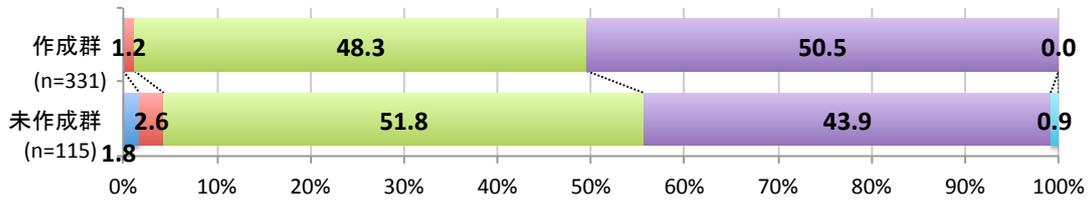


図2-20-C 指導のねらいが明確になる

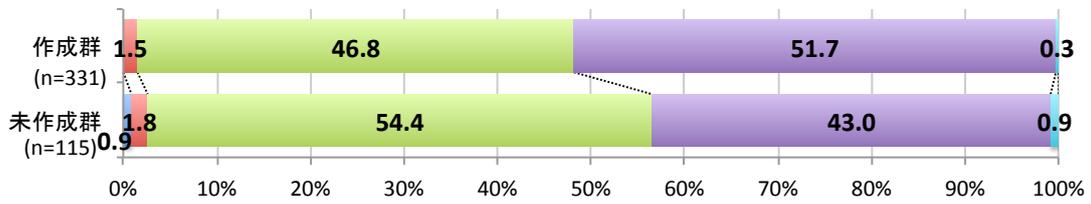


図2-20-D 具体的な援助方法が明確になる

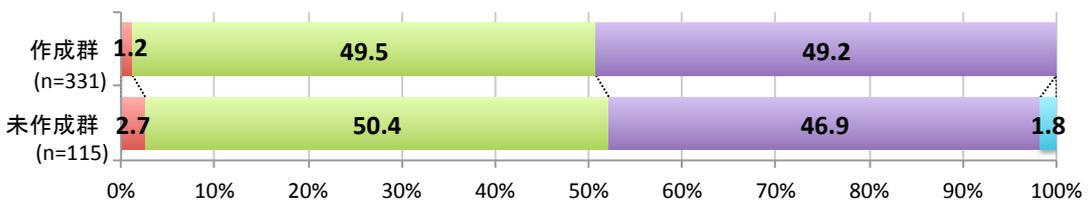


図2-20-E 教師の指導の振り返りがしやすくなる

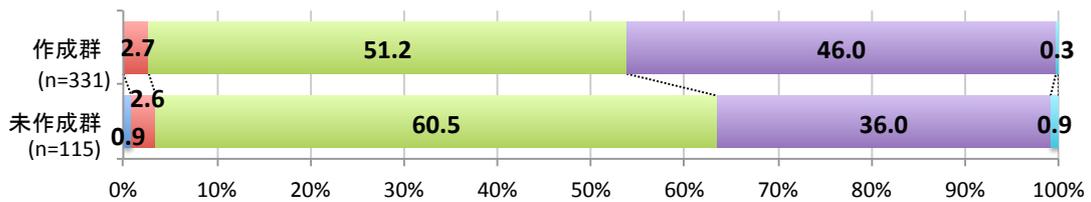
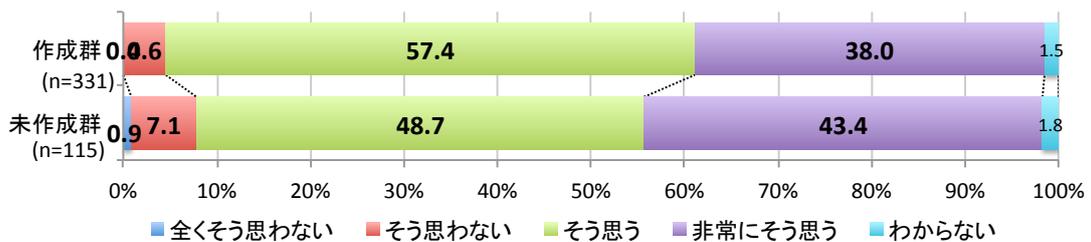


図2-20-F 障害のある幼児の指導について、園内で共通理解が進む



■ 全くそう思わない ■ そう思わない ■ そう思う ■ 非常にそう思う ■ わからない

### 3) 日案、週案、月案の利用

日々の指導で作成する日の指導計画、週の指導計画、月の指導計画（いわゆる「日案、週案、月案」）のなかに、障害のある幼児などへの指導上の配慮点を書き込むことがあるかについて、回答者全員に尋ねた。「書き込んでいる」と回答した割合は71.0%であり、書き込む頻度の内訳としては「必ず書き込む」と回答した割合が19.0%、「必要に応じて書き込む」と回答した割合が81.0%であった。

図2-21-A 日案、週案、月案に障害のある幼児などへの配慮について書き込むか (n=439)

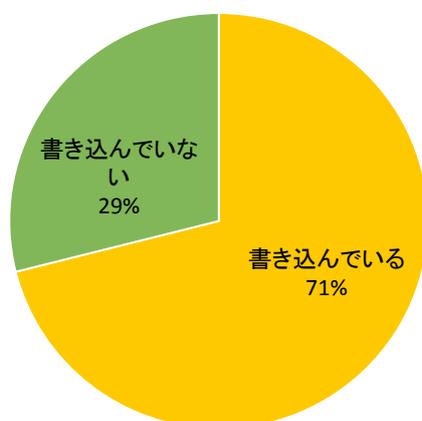
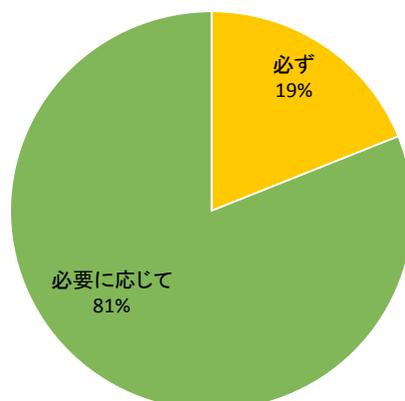


図2-21-B 日案、週案、月案への書き込む頻度 (n=312)



#### 4) 障害のある幼児などの指導で心がけていること

障害のある幼児などの指導を進めるなかで心がけていることについて、回答者全員に5つの項目から質問を行った。いずれの項目においても、9割以上の肯定的な回答を得た。「Q19-1 園生活の姿を記録する」に関しては、個別の指導計画を作成していない回答者（未作成群）においても、97.3%と肯定的な回答を得た。「Q19-3 具体的な指導のねらいを考える」について、「非常にそう思う」と回答した割合は、個別の指導計画を作成している回答者（作成群：35.5%）と作成していない回答者（未作成群：19.8%）で大きな差がみられた。

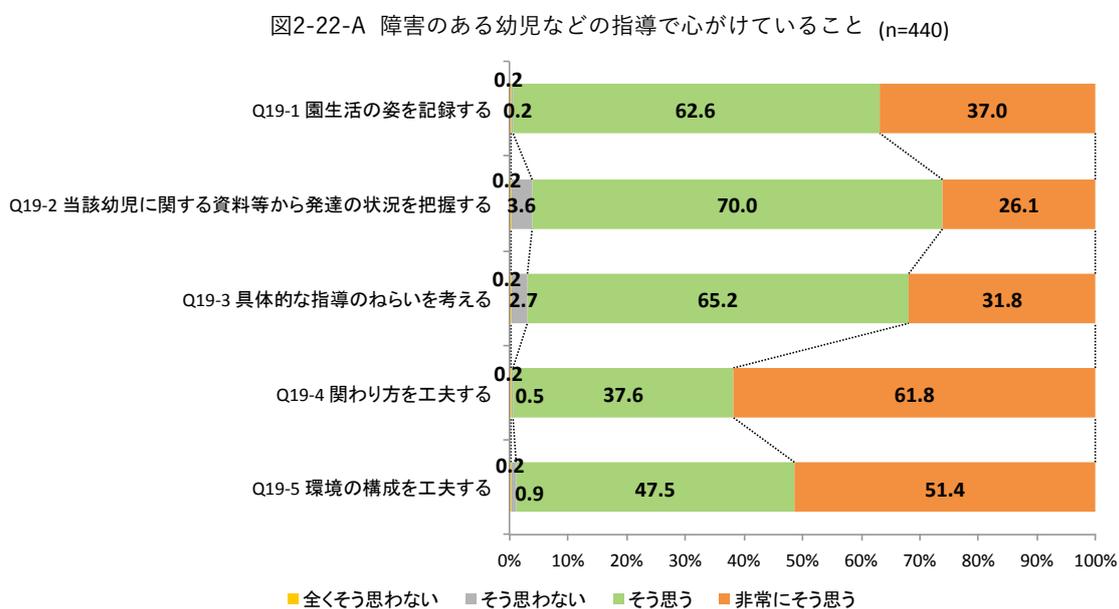


図2-22-B 園生活の姿を記録する



図2-22-C 当該幼児に関する資料等から発達の状況を把握する

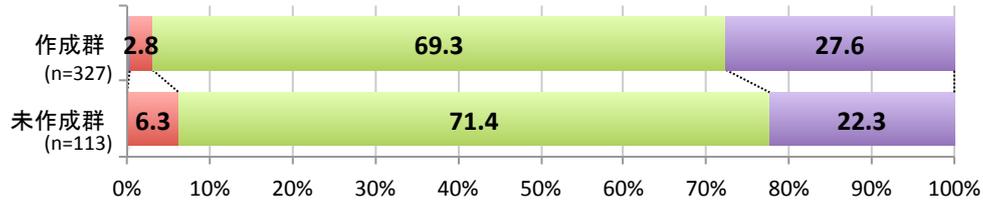


図2-22-D 具体的な指導のねらいを考える

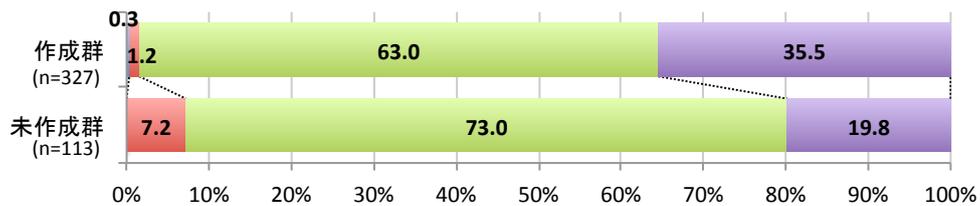


図2-22-E 関わり方を工夫する

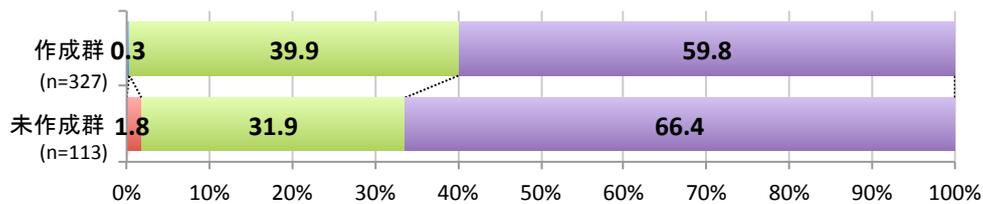
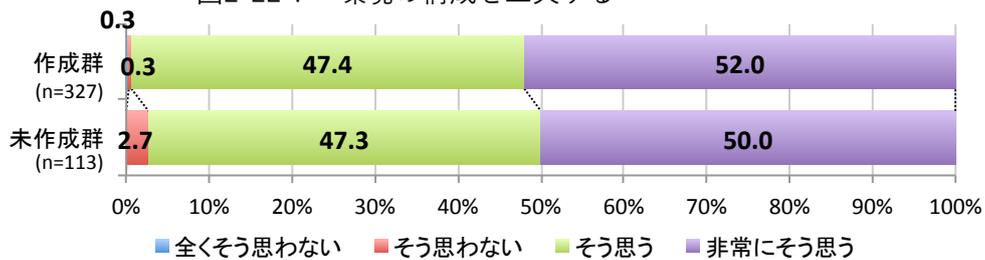


図2-22-F 環境の構成を工夫する



■ 全くそう思わない ■ そう思わない ■ そう思う ■ 非常にそう思う

### (3) 結果のまとめ

#### 1) 項目毎の集計の結果

調査研究 2-1 では、障害のある幼児などの担任教師を対象とした質問紙調査を行った。はじめに回答者の属性に関する質問のなかで、回答者が担当する学級の幼児数について尋ねた。その結果、11～29 人の幼児が在籍する学級で担任をしている回答者が約 8 割を占めた。これは、障害のある幼児などが在籍する学級の規模が同程度であることを示している。幼稚園等の教師は、いわゆる中規模の学級を経営しながら障害のある幼児などの指導を進めている状況がうかがえる。

回答者の教職経験年数に関する結果から、10 年以上教職経験をもつ教師が障害のある幼児などの担任をしている割合が高いことがわかった。このなかで、私立では、10 年未満の教師が担任をしている割合が比較的高かった。これは、私立に所属する教師全体において、経験年数の浅い教師の在籍率が高いこと（図-21-A）と関係していると考えられる。

回答者の特別支援学校教員免許状の取得率は、約 5.0%であった。この結果から、障害のある幼児などの担任教師の特別支援学校教員免許状取得率は低いといえる。障害のある幼児などに関する研修の参加回数をみると、10 年以上の教職経験を有する回答者の半数以上が、過去に 7 回以上の研修に参加していることがわかった。また、すべての回答者の 90%弱は、過去 1 年の間に少なくとも 1 回以上の研修に参加していた。これより、特別支援学校教員免許状の取得率は低いものの、障害のある幼児などに関する研修に参加している教師は多いことがうかがえる。

障害のある幼児などの担任が、当該幼児の個別の指導計画を作成している割合は、73.9%であった。設置主体別にみると、公立で作成率が高く（88.6%）、私立で低い傾向を示した（51.8%）。また、園の類型別にみると、幼保連携型認定こども園で作成率が高く（87.9%）、幼稚園型認定こども園で低い傾向を示した（57.9%）。

作成していると回答した者が所属する園の 9 割以上が、個別の指導計画の様式を定めており、園で独自に作成している園（44.8%）より、自治体が発行している様式を利用している園（55.2%）の割合がやや高かった。また、約 8 割の園では、個別の指導計画の作成手続きが園内で明確に示されていた。個別の指導計画を作成しない理由として、40～60%の未作成園が「様式がないから」と回答したが（図 1-33）、個別の指導計画を作成している園では、高い割合で様式が定められていたり、作成手続きが示されたりしていることがわかる。このことから、未作成園においては、まず様式や作成手続きの検討を進めることが、個別の指導計画の作成を進めていく上での重要な条件のひとつであるといえる。

個別の指導計画に掲載されている項目として、「基本的生活習慣」や「対人関係」、「集団生活（集団参加）」を取り入れている園の割合が高かった。一方で、「作業」や「身体機能」の項目を取り入れている園の割合は低かった。これは、幼児教育において、「生

活や遊び」が重視されていることや、幼稚園等では、障害のある幼児などがそれ以外の幼児と集団生活を行っていることから、生活や集団場面に関する目標が立てられやすいためであると考えられる。また、個別の指導計画に記載する内容として、約95%の園が「幼児の姿（幼児の実態）」を挙げている。個別の指導計画に、幼児が抱える課題を記載するよりも、幼児の姿を記載することが多いといえる。一方で、「教員（担任）の願い」や「保護者の願い」を記載していると答えた回答者は5割程度であった。

個別の指導計画を作成する際に相談した相手として、78.3%の回答者が「管理職」を挙げた。一方で、障害のある幼児などの指導・支援の中心となる特別支援教育コーディネーターに相談したと回答した割合は49.6%であり、園外の専門機関のなかで側面的支援を受けている割合が最も高い「巡回支援専門員」に相談したと回答した割合は18.1%にとどまった。障害のある幼児などの担任教師は、特別支援教育コーディネーターや巡回支援専門員から日々の指導に関する助言を受けており、それが個別の指導計画への記載内容に反映されていることは想像に難くないが、教職員間で協同して個別の指導計画を作成するという取り組みは少ないことがうかがえる。また、個別の指導計画を作成した後に共有した相手として、86.6%の回答者が「管理職」を挙げた。特別支援教育コーディネーターを挙げた回答者は44.5%にとどまった。これらの結果から、特別支援教育コーディネーターが個別の指導計画の作成・運用に関わっている割合は50%を下回っており、特別支援教育コーディネーターの積極的関与ないし、個別の指導計画の作成・運用に関する研修等を通して特別支援教育コーディネーター自身が実践力を高めていくことが、個別の指導計画の作成・運用の実効性を高めていくことに寄与すると推測される。

個別の指導計画に目を通す頻度、及び、修正や書き直しを行う頻度としては、「学期に1回程度」である割合が最も高かった。この結果は、幼稚園等での個別の指導計画の運用状況に関する現状を示していると考えられる。つまり、担任教師は他の業務を抱えるなかで、いわば「無理なく過度な負担のない運用」を進めていく上で、学期に1回程度の見直しを実行している園が多いことが推測される。

個別の指導計画の活用方法に関して、ケース会議や保護者面談で使用している例が少なからずあることが明らかになった。また、特に、障害のある幼児などに対する幼児理解や、指導の目標、内容、方法の確認において、個別の指導計画が活用されていることが多いが、一方で教師間の情報共有のツールとしての活用にはやや課題が残る結果が示された。個別の指導計画を作成・運用するなかで、他の教師と共有しやすい運用システムの構築を進めていく必要性を指摘できる。

## 2) 作成群と未作成群の比較による結果

個別の指導計画を作成している回答者（作成群）と、作成していない回答者（未作成群）を対象に、「個別の指導計画に対する印象」について質問し、その結果を比較した。

「個別の指導計画の作成に専門的な知識を要する」、「どのように記載すればよいかわからない」という項目に関して、未作成群で「非常にそう思う」と回答した割合が相対的に高かった。先述したことと類似するが、まずは様式や作成手続きの検討を進めることによってその印象が変化する可能性を示唆している。また、「作成には多くの時間が必要だ」という設問には、「そう思う」「非常にそう思う」と回答した割合が両群ともに高かった。この結果から、個別の指導計画の様式を効率よく作成・運用できるような様式の検討や、作成・運用システム方の工夫が必要であるといえる。

幼稚園等の教師が日々の指導のなかで作成する、いわゆる「日案、週案、月案」のなかに障害のある幼児などへの指導上の配慮点等を記入しているかについて尋ねたところ、約7割の回答者が「書き込んでいる」と回答した。そのなかで「必ず書き込んでいる」と回答した割合は19.0%であり、個別の指導計画とは異なる指導案上に配慮事項等を記載し確認している教師が一定数存在することが確認された。

障害のある幼児などの指導を進めるなかで心がけていることについて尋ねたところ、「具体的な指導のねらいを考える」という設問に対して「非常にそう思う」と回答した割合が作成群で高い結果を示した。個別の指導計画を作成するなかで、当該幼児の指導のねらいを明確にしておくことの必要性を感じている教師が相対的に多いことが推測される。

### 3. 調査研究 1-3 個別の指導計画の様式に関する調査の結果

本節では、以下の①～③の手順により、幼稚園等で作成・運用しやすい個別の指導計画の在り方について検討した。

- ① 質問紙調査の返信に同封された個別の指導計画（n=78）について、その様式や記載項目による分類を行う。
- ② 各分類の代表例となる様式を作成する。
- ③ 代表例をもとに、調査協力園園長及び特別支援教育コーディネーターとの協議を通し、個別の指導計画の作成や運用に関する重要項目（キーワード）を抽出する。

#### (1) 様式の提出があった園の属性

様式の提出があった 78 園の内訳は以下の通りである（表 3-1）。

表 3-1 様式の提出があった園の属性 (n=78)

	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園
国立	3		
公立	37	18	3
私立	10	6	1

#### (2) 様式の分類

本研究実行委員 3 名の合議により、提出された個別の指導計画を、様式の形式や記載項目によって分類した。78 園の個別の指導計画の内容は多様であったが、5 つのタイプに分類することができた。分類をそれぞれ、「生活と遊びの形式」、「幼児をとらえる視点が明示されておらず記入者に任されている形式」、「療育の視点の形式」、「5 領域の形式」、「その他」と命名した。各分類の内訳は以下の通りである（表 3-2）。「その他」に分類された様式は、明確な分類が困難であったもののほか、個別の教育支援計画の様式等、本研究が定める個別の指導計画の定義（p.3）に該当しないものであった。

表 3-2 個別の指導計画様式の分類 (n=78)

分類	提出園数
生活と遊びの形式	25
療育の視点の形式	17
5 領域の形式	6
幼児をとらえる視点が明示されておらず 記入者に任されている形式	19
その他（うち個別の教育支援計画等 7 園）	11

※「その他」は上記 3 つの様式が混在した内容のもの

### (3) 各分類の代表例

表 3-2 に示した個別の指導計画の様式（「その他」以外）の各分類について、代表例を図 3-1-A～図 3-1-D に示した。

収集した 78 園のなかで、もっとも多く利用されているのは「生活と遊びの形式」であった（図 3-1-A）。多くの場合、計画表の縦軸に当該幼児の生活に関する項目（食事・排泄等）や、遊びに関する項目が記載されており、横軸には各項目に対する幼児の姿や援助方法を記入する様式となっていた。

次に多く使用されているのは「療育の視点の形式」であった（図 3-1-B）。計画表の縦軸には、操作や表出言語や概念などの、アセスメントに関する項目が記載されていた。横軸の目標欄には到達目標を記入する様式となっていた。

「5 領域の形式」を利用している様式（図 3-1-C）は 6 園あり、ねらいや幼児の姿を 5 領域に分けて記入するものであった。

幼児をとらえる視点が明示されておらず記入者に任されている形式（図 3-1-D）は 19 園あり、縦軸にあたる部分の項目が記載されておらず、視点を記入者が決めていくというものであった。

図 3-1-A 生活と遊びの形式（代表例）

## 月 指導計画

（ 月～ 月用）  
（月に1回作成）

クラス名	氏名	生年月日(保育年齢) 平成 年 月 日 ( 歳)	園長	副園長	担任	担当者
		目標	支援内容		経過	
生活	食事					
	排泄					
	着脱					
	午睡					
遊び	言語					
	行動					
家庭との連携						
特記事項						

図 3-1-B 療育の視点の形式（代表例）

園長	主任	担任

令和 年度 個別の指導計画 <実態>

学年・クラス 名前・性別 生年月日	歳児 組 男・女 平成 年 月 日	担任 加配	
-------------------------	-------------------------	----------	--

関係機関 発達検査の記録 障害の状況 既往症 等	
-----------------------------------	--

項目	実 態	長期目標
生活面 ・食事、排泄、着脱 ・安全、清潔 ・片付け ・手伝い ・次の活動への見通し		
運動・身体面 ・健康状態 ・全身運動、リズム		
作業面 ・描く、作る ・手先や用具等の操作性、器用さ ・持続性		
認知・言語面 ・自己決定力 ・ことば、数 ・物へのかかわり ・聞く(理解)		
社会性 コミュニケーション面 ・情緒 ・集団参加、ルール ・興味関心、遊び ・人へのかかわり		
家庭との連携 行動の特徴		

保護者の願い 家庭の様子 等	
-------------------	--

個別指導計画書

学校名 \_\_\_\_\_ 記入者 \_\_\_\_\_  
 園児氏名 \_\_\_\_\_

長期目標	健康	環境	表現	人間関係 (感情起伏)	言葉
本児の様子・実態	できるところ				
	援助を必要としているところ				
	できそうなところ				
指導・援助の方法					
保護者の願い					
クラスの願い					
短期目標					

図 3-1-C 5 領域の形式 (代表例)

図 3-1-D 幼児の姿をとらえる視点が空欄の形式（代表例）

氏名 計画実施期間 年 月 日～ 年 月 日 担当 作成年月日 年 月 日 園長 主任 南陽市立赤湯幼稚園		支援目標	
		項目	評価と今後の手立て
	現状と気づき	指導・支援計画	
		総合所員	

#### (4) 個別の指導計画の作成や運用に関する重要項目（キーワード）の抽出

各分類の代表例をもとに、個別の指導計画の作成・運用に関する重要項目（キーワード）について、本研究実行委員と協力園の園長及び特別支援教育コーディネーターが協議を行った。その結果、個別の指導計画の作成・運用に関する重要項目として、10のキーワードが挙げられた。抽出されたキーワード及び各キーワードが含む内容は、表3-3の通りである。

教師が指導後の振り返りを行う際にもつべき観点として、「3つの資質能力・10の姿・5領域の視点」が有効であるということと「担任の振り返り」が必要だということが挙げられた。特に、「3つの資質能力・10の姿・5領域の視点」は、それらに結びつく到達目標を計画内に記載するのではなく、教師自身が指導の効果等について振り返り、次回以降の指導の方向性を検討する上で有効であると考えられている。たとえば、個別の指導計画に記載した内容を、10の姿の視点から振り返ることにより、教師は当該幼児の育ちの方向性を再確認したり、指導のねらいが特定の領域に偏っていないかを確認したりすることができる。これらの視点は、個別の指導計画に記入する上でも意識することが重要であるが、教師間で障害のある幼児などの姿や、指導・援助の振り返りを行う対話の中でも共通言語の役割を果たすという意味からも有効であることが指摘された。

その他の項目では、個別の指導計画の中に「学級のねらい」や「学級の活動」を書くことについては協議のなかで意見が分かれたが、それらの記載の有無に関わらず、担任教師は常に学級のねらい等を念頭において指導にあたっているため、個別の指導計画に明記することに関しては、園や教師の方針に委ねるものだという結論に集約された。

表 3-3 個別の指導計画の作成・運用に関する重要項目（キーワード）と内容

[a. 計画表の縦軸に入る項目]	
生活	食事や排泄、着脱など、その幼児が課題としていることを中心に書く。
遊び	遊びは総合的な活動なので5領域に分けずに遊び全体を捉えて書く。
集団・人間関係	学級の中での仲間意識などを捉えて書く。また、並んだり集まったりするという集団行動に関する内容を書く。
[b. 計画表の横軸に入る項目]	
ねらい・教師の願い	先月分の用紙に書かれた「今月の幼児の姿・変容」の部分の記述内容と当該月の「今月の学級の活動」の内容から関連付けてその幼児の「今月のねらい」を書く。ねらいを言語化することにより、他の教師が同じ思いで保育できる。
先月までの姿	先月分の用紙に書かれた「今月の幼児の姿・変容」を重複する形で記入するのではなく、その中から、今月のねらいにつながる姿を書く。
指導上の配慮・援助	学級の中で活動する際、その幼児の自己肯定感を高めたり、幼児自身が達成感を得られたりするための具体的な配慮や方法を書く。
[c. 指導の振り返りや教師間でのねらいの共有に有効な項目]	
3つの資質能力・10の姿・5領域の視点	発達の方向性を意識する。ただし、到達目標にならないように意識することが必要であるため、教師の振り返りの視点として活用する。
担任の振り返り	担任が行った支援や工夫についての適切さを振り返る視点で書く。 担任以外の教師は担任の思いを理解し、ねらいに含まれる願いと支援の方法を共有する。
[d. その他の項目]	
学級のねらい	当該月の「学級のねらい」をそのまま引用して書くのではなく、その幼児に特に経験してほしいねらいをピックアップして記載する。同じ学級であっても学級のねらいの欄に取り上げる具体的記述内容が違うため、個別の内容となる。
学級の活動	その幼児に特に経験してほしい内容であるため、学級で活動するすべての内容を書くわけではない。学級のねらいと同様に、同じ学級であっても学級の活動欄に取り上げるものが違うため、個別の内容となる。

## (5) まとめ

### ① 様式が多様であったという結果について

各園において幼児の実態に併せた様式を使用していることが推測される一方で、統一された様式が存在せず、各園が独自に検討して導入している状況がある。

### ② 「生活と遊びの形式」が最も使用されていることについて

この様式については協力園から、障害のある幼児だけでなくすべての幼児について対応できるものであるという指摘があった。つまり、障害のない幼児などと同じ視点でねらいを立て、援助しようとする幼稚園等が多いことがわかる。また、この形式の様式については、「できる」「できない」といった行動評価の視点による目標ではなく、学級の中の一員として過ごす幼児の姿を捉え、そこから目標を立てていることがわかる。当該幼児が活動の中で達成感を味わえるような援助方法を具体的に記載する欄を設けている例が多くみられた。つまり、個別の指導計画を作成するにあたって、障害のある幼児などの姿をベースに、指導上の配慮・援助について検討している園が多いといえる。この点は協力園との協議のなかで、「先月までの姿」「指導上の配慮・援助」が重要項目として挙げられたことと矛盾しない(表 3-3 [b.計画表の横軸に入る項目])。

### ③ 5 領域 (10 の姿) を個別の指導計画の項目として挙げている園が少なかったことについて

協力園との協議のなかでは、遊びはそもそも総合的な活動であるので、計画を立てる際に 5 領域の項目があると書きにくいという指摘があった。その一方で、指導の振り返りにおいては、5 領域や 10 の姿の視点は非常に有効であることが指摘された。

### ④ 教師間の対話を通じた運用について

研究 1-2 の結果から、個別の指導計画を作成してはいるものの、振り返りのツールとして、また、教師間での情報共有というツールとしての運用には課題があるということが分かった。表 3-3[b. 計画表の横軸に入る項目]の「ねらい・教師の願い」のキーワードや、[c. 指導の振り返りや教師間でのねらいの共有に有効な項目]の「担任の振り返り」のキーワードから、個別の指導計画は教師間の情報共有のツールとしての役割が期待されていることが確認できる。このことについて協力園との協議を重ねたところ、教師間の対話を通して個別の指導計画を作成し、運用していくシステムを構築していくことが、ひいては個別の指導計画の作成・運用に関する実効性を高めることに繋がるのではないかという見解を得た。その具体的方法のひとつとして、対話の共通言語である「幼児の姿を捉える視点」が大切だということが挙げられた。運用につながる個別の指導計画の作成においては、幼児の姿を捉えたり、振り返りをしたりする際の視点として、

「3つの資質能力・10の姿・5領域の視点」を取り入れることが有効であり、それをもとに教師間での対話の機会を作ることが重要であると考えられていることがわかった。